

地域社会学における ダム開発研究の系譜と 新たな課題

—地域社会における主体的問題としてのダム開発へ—

中村裕太 (1T120779-2)

早稲田大学文化構想学部社会構築論系

都市地域論ゼミ (浦野ゼミ)

2017年1月10日

地域社会学におけるダム開発研究の系譜と新たな課題
—地域社会における主体的問題としてのダム開発へ—

中村 裕太 (1T120779-2)

早稲田大学文化構想学部社会構築論系

都市・地域論ゼミ (浦野ゼミ)

<目次>

はじめに	3
第1章 地域開発とダム開発研究	4
1-1 ダム開発研究の時期区分	
1-2 地域開発の歴史	
1-3 河川行政とダム開発の歴史	
第2章 「農村問題」とダム開発研究	8
2-1 「農村問題」と地域社会学	
2-2 ダム開発における「農村問題」のダイナミクス	
2-3 地域社会の将来	
小括	
第3章 補償問題とダム開発研究	15
3-1 「蜂の巣城紛争」の経緯	
3-2 補償の理論に関する研究	
3-3 公共性の問い直し	
3-4 地域住民の追跡調査	
小括	
第4章 ダム開発の受苦圏への構築主義的アプローチ	22
4-1 環境社会学の潮流と概念	
4-2 受苦の構築と住民運動	
4-3 中止に伴う精神的被害へのアプローチ	
小括	
第5章 地域社会学の新たな問題としてのダム開発	30
5-1 潜在的離村者の村と言遂行的行為	
5-2 ダム開発に伴う時間・空間の統一と「ぶれ」「濁り」	
5-3 開発レジームの相対化	
小括	

第6章 新たな課題	35
6-1 ダム開発が地域社会に与える影響の定式化	
6-2 地域住民の合理的選択理論へ	
6-3 「受苦性」と共同行為	
おわりに	39
謝辞	42
参考文献一覧	43

はじめに

本論文は、ダム開発とその影響を受ける地域住民の姿を見出す研究の前段階として、ダム開発研究がこれまでどのように展開し、どのような限界を持っていたのかを論じることを目的としている。ダム開発を論じることにもなるが、現代的に重要な意義があるのはそこに生きる地域住民にとってのダム開発という存在であり、直接的には地域住民を研究対象とすることから、本論文では地域社会学におけるダム開発研究を中心に概括する。

そこに生きる地域住民を基礎にしてダム開発を考える理由は、社会を取り巻く状況の変化と、社会学の研究上の考え方の変化がある。社会を取り巻く状況の変化としては、戦後70年を経て、日本社会は成熟し、人口減少や少子高齢化など「縮小」の傾向にある。社会の在り方の変化が迫られ、地域政策やいわゆる「地域活性化」の問題も、この背景にある「縮小」という事態を見据えて論じられなくてはならない。「成長」から「縮小」へと転じたことは、議論の地平を「成長」前提から、「成長」から「縮小」という社会が未だ経験したことのない過渡期にあることを前提としたものへと移していかなければならない。社会学の領域では、伝統的社会理論がパーソンズ理論によって極められた後、アプローチは多様化し多様な文脈が入り乱れる状況となった。相対主義的価値観が浸透し、ローカルへの着目が重要視されるようになると、「地域社会」は最重要のフィールドとなる。地域社会への志向をベースに、ローカルな状況への応答が全体社会的な答えの一部となる可能性に社会学者は賭けているのではないか。そのような関心からダム開発を、地域社会の側から論じることはできないかと考える。

そこで本論文ではまず、地域社会学におけるダム開発研究を概括し、それぞれの研究がその歴史的状況の中でどのような限界を持ち、どのようにして展開してきたのかを探る。ダム開発研究の特徴を規定するのは、戦後日本社会で行われてきたダム開発の歴史であり、また研究者の問題意識やパースペクティブの変化であり、そして地域社会の側の変化である。ダム開発が実際に展開されたことで、ダム開発研究は始まったのであるが、ダム開発も地域開発や河川行政の文脈の中で変化を経験する。大まかにいえば、戦時体制期の河水統制事業の姿をベースとして、戦後の治水対策としてのダム建設、国土総合開発法による特定地域総合開発計画のダム開発、治水・利水の目的を統合し建設省の一元的管理の下、水系一貫管理主義的多目的ダム建設といった、ダムへの社会的位置づけの変化がある。これらのダム開発・建設を研究者がどのような関心から捉えるかもまた、戦後の地域社会学史のなかで変化する。農村社会学による、「農村問題」「農業問題」の理論的把握のための「表象的問題」としてのダム開発に対する研究から、地域住民によるダム反対運動を受けてダム開発・建設の非合理性や手続き的問題の検証としてのダム開発研究、環境社会学による環境問題を背景とした反公共事業としてのダム開発研究、ダム開発による地域の解体を背景に地域住民の動員や組織化の過程にあった論理や記憶への探究など、時代によって異なる。地域住民の側における変化とは、村落構造が解体し、兼業化・脱農化、賃金労

働者化や生活様式の変容、そして地域住民の志向性の変化などが考えられる。ダム開発研究はこれらの諸要因に規定されその方法や射程を変化させてきた。本論文では、それが実際にどのように変化してきたのかを論じる。

本論文の構成は以下のとおりである。まず、本論文での前提となる、ダム開発研究の分類を行う。第1章でダム開発研究の背景である地域開発の歴史とダム建設を進めて来た河川行政の歴史を概観する。第2章では、1950-60年代のダム開発研究として、農村社会学的関心を備えた「佐久間ダム」調査を扱う。第3章では、ダム反対運動の先駆けとなった「蜂の巣城闘争」を一つのエポックメイキングな事象としてそこから生じた諸問題とそれに対応するダム開発研究を扱う。第4章では、環境社会学からのダム開発研究を扱う。環境社会学の潮流には地域社会学の発展系譜と大きく重なる。その一方で「地域社会」の枠にとらわれない文脈からのダム開発研究を論じ、地域住民の姿に迫る障害となった環境社会学的特徴を見出す。第5章では村落研究・地域社会学の領域からの、ダム開発をそれ自体相対化したうえで、地域社会内部を支えた論理への探究がどのようなものであったかを論じる、第6章でこれらから見いだされた課題に対応するための方向性を論じる。

第1章 地域開発とダム開発研究

1-1 ダム開発研究の時期区分

本論文では、地域社会学を中心としたダム開発研究の整理と、その論点の変遷をたどることを目的にしている。そこでまずは、ダム開発研究の大まかな時期区分と分類を行い、その流れを概括する。

第1期のダム開発研究群として、戦後の村落構造に分析単位をおいた研究を考える。この時期、地域社会学は成立しておらず、その前身である「農村社会学」と「都市社会学」が存在していた。ダム開発は山間部の山村を巻き込んで行われるため、ダム開発研究は農村社会学を中心に展開された。農村社会学的な問題関心は、戦後「近代化」政策が行われたにもかかわらず、農村の停滞的な社会制度と苦しい生活状況が改善されていない「農村問題」を前にして、その分析と理論化が求められていた。ダム開発研究にもこのような問題関心がみられる。特に1950年代の国策として進められたダム開発は総合開発として位置付けられており、「農村問題」を改善することこそダム開発の目的の一つであった。地域開発の構想の段階では「農村問題」がダム開発によって改善されるとされていたにもかかわらず、現実には「農村問題」は改善されずむしろ部分的にその悪化をもたらす構想と現実のギャップを、ダム開発研究は見出していた。本論文では、その後の地域社会学の中心的手法である「構造分析」にも連なるとされる、島崎稔らによる「佐久間ダム」調査を主に扱う。

第2期として、1970年代のダム開発研究を扱う。この時期のダム開発研究は、1960年代

を通して展開した「蜂の巣城闘争」の影響を受けていることに特徴がある。「蜂の巣城闘争」は強力な反対運動を10年以上にわたって行い、行政による開発政策の非合理性や手続き上の問題などを明らかにした。しかし同時に、住民運動の限界をも呈することとなった。この時期のダム開発研究は、開発政策の非合理性を論じ、特に「補償問題」として補償の手続きや補償対象の設定に問題があることを論じることを基本的な関心として置いている。「補償問題」の枠組みから要請された課題を研究したダム開発研究であったといえる。

第3期として、環境社会学の影響を受けた2000年代頃のダム開発研究を扱う。環境社会学は、70年代に激化した全国の住民運動論をベースに展開し、自然環境問題に対する関心を一つの特徴としている。ダム開発研究は、このような環境問題に対する住民運動・社会運動の側面から行われる。環境社会学の概念として「受苦圏・受益圏論」が提起され、これらもダム開発研究へと応用された。しかし、ダム開発に対する住民運動自体が沈静化していたこと、「補償問題」としての枠組みから脱却しきれていなかったことから、ダム開発を直接引き受ける地域社会の問題を論じることができず限界を抱えていた。一方で、環境社会学が取り入れた構築主義的な住民の「認識」へのアプローチはのちのダム開発研究にも引き継がれている。

第4期として考えられる2000年代後半から現在において、再び地域社会学がダム開発を一つの問題として、そしてより徹底化して扱うようになった。これまでの地域社会学の研究者が一定程度持っていた開発への信頼を捨て、開発政策そのものが可能となった空間を対象として扱うようになる。開発の空間を相対化することで、必ずしも地域開発に同意しない、それでいて、表面的には賛成を示す地域社会の姿が見えてくる。地域社会内部には重層性があり、「言い分」は重なり合い、無数の戦略が展開している。これらの重層的な総体として、ダム開発が行われた地域社会を再び分析対象とすることができるのである。

1-2 地域開発の歴史

戦時中の地域開発体制期、日本経済は世界恐慌の影響で苦境に立たされていた。1931年に政府は重要産業統制法を公布し産業への介入を強め、1932年度からは都市部では景気回復・失業対策政策を実施し、地方においても1932年から農山漁村経済更生計画に基づく救農土木事業を開始した。この時期、農村からは農本主義に基づいた「自力更生」運動が展開されるなど、農村の貧困と停滞的な社会状況のなかで人々の不満が鬱積していた。1937年には企画院が設置され、戦時体制が本格的に整い、国家総動員計画や生産力拡充計画が始まる。さらに1941年には「国土計画設置要綱」が閣議決定され、重化学工業の拡充や食糧生産の充実、輸送力の強化などが進められた。

戦後になり、日本ではエネルギー生産力と食糧生産力の回復による経済復興を目的とする政府機関の経済安定本部が1946年に設置され、1947年には国土計画策定の中心が経済安定本部に移った。その頃、内務省国土局およびその後身の建設院においても、復興国土計画要綱や地方計画、府県計画が作成されており、それらが一本化されて1950年国土総合開

発法が制定された。

国土総合開発法制定から 1955 年までを、福武(1965)は、戦後地域開発の第一期の、「資源開発中心主義」の時代とした。国土総合開発法は、(1) 全国総合開発計画 (2) 地方総合開発計画 (3) 都府県総合開発計画 (4) 特定地域総合開発計画の四本の柱からなる開発政策の基本法であったが、実際に着手されたのは (4) 特定地域総合開発計画のみであった。この計画の念頭には、経済安定本部でGHQ支援の下、只見川と北上川で計画されていた日本版 TVA があり、このモデルに基づいた大規模発電を中心とした河川総合計画を目指していた。しかし候補地として申請された地域が 51 地域、1951 年末に指定を受けた地域だけで 19 地域、さらに 1957 年に 3 地域が加わり、結果として 21 地域¹、全国の三分の一の面積に達するまでになった。その背景として、食糧とエネルギー増大の「緊急の必要」という要請が強く先行していたこと、直接、政府の公共事業として、政府と電発・私企業が結びついて実施されたために、投資効率などの合理性を超えたところでも開発を推し進めることができたことなどが挙げられる。しかし、朝鮮戦争の特需による工業の飛躍的發展を背景に、日米経済協力体制下の工業中心の「経済自立」の方向が打ち出され、食糧増産や地下資源開発の意義は後退し、工業エネルギー源としての電源開発が強く求められるようになったのである。これらの事態に対して、地方公共団体はあくまで受け身であり、このような過程が、後の地域開発が国家主導で工業開発一辺倒になってゆくことにつながった。

1956 年から「工業開発中心主義」の時代であり、地方自治体の財政難を背景に、工場誘致による地方の工業化が進展した。既成工業地域では過密の問題が顕在化しており、1960 年の「太平洋ベルト地帯」構想は、国民経済的観点から産業の合理的な配置を試みた計画であったが、地方間格差がさらに拡大することを懸念した地方から大きな批判が集まった。これらの批判を受け 1962 年には全国総合開発計画が策定され「過密の是正」と「地域格差の是正」を目指し、「先行投資」による「拠点開発方式」がとられた。1962 年には「新産業都市建設促進法」が制定され、陳情合戦を経て新産業都市として 13 地域、さらに工業整備特別地域としての 6 地域の指定が行われた。実際には新産業都市建設は、全国で成功せず、地域社会に大きな問題を残すこととなった。1950-60 年代は、敗戦からの急速な復興と経済成長の中で、地域開発の目的や枠組みが短い間に何度も変更され、特に地方部の地域社会は翻弄された。全国で地域開発の数が一挙に増加したとともに、地域開発の弊害が地域社会にもたらされた。

1969 年には、新全国総合開発計画（新全総）が策定され、都市のニーズを反映して、都市基盤の整備による大都市のさらなる機能拡充を目指しつつ、公害などの住民からの批判を伴う大規模工業施設の建設地を遠隔地に設定した。また、原子力発電所の建設が敦賀、美浜、福島などで進められたのもこの時期であった。1973 年の石油ショックなどを経て日

¹ 1951 年指定の 19 地域は、只見、天竜東三河、木曾、飛越、吉野熊野、大山出雲、利根、北上、最上、南九州、四国西南、北九州、那賀川、錦川、阿仁田沢、芸北、能登、阿蘇、1953 年対馬の除外を経て、1957 年に十和田岩木、北奥羽、仙塩が追加された。

本経済が不況に陥り、これまで通りの経済成長を前提とした方向性に対する見直しが迫られ、1977年には第三次全国総合開発計画（三全総）が策定された。三全総では工業開発中心の方向から軌道修正し目玉として「定住構想」が打ち出されたが、一方で遠隔地では大規模工業基地を建設し、交通網によって都市圏と結ぶ構想も含まれており、産業の分散が連続して進められた側面もあった。また三全総では成長が見込まれなくなり、明確な経済目標を立ててそれに基づいて工業を効率よく分散していく方法が困難になったことで、「地方の主体性」の提唱など、開発計画における国家の主導的な地位が後退しはじめていた。1983年にはテクノポリス法が制定され、新しい産業分野による地域開発の方針を定めたが、明確な効果を上げられないまま1999年に廃止になっている。1988年には第四次全国総合開発計画が策定され、「多極分散型国土構造」が掲げられた。これに基づき同年には頭脳立地法が策定され、設計やソフトウェアなど16業種を選定、サービス機能の育成・充実によって、国際化や情報化が進む中での東京一極集中と地方都市の空洞化に対する対策が図られた。さらに、1989年には総合保養地整備法（リゾート法）が制定され、観光業やサービス業の立地促進を図った。しかし十分な成果を出せないまま、バブル経済の崩壊とともに財政状況が悪化し、政府の縮小と財政再建が求められるようになっていった。

1-3 河川行政とダム開発の歴史

明治初期には内務省所管の治水工事にとどまっていた河川行政であったが、電力需要の高まりを受けて利水事業・発電事業が拡大、第一次大戦期には水力発電が主となる。治水・利水事業の重要性を受けて総動員体制期には河水統制事業が展開し、一元的・統合的、後の「水系一貫主義」につながる河川管理の原型が生まれた。

戦後になり、国土総合開発法によって特定地域総合開発計画が全国で展開されると、大規模ダム開発が全国で計画される。国土総合開発法によるダム開発は、当初はTVAのイメージによる、草の根民主主義と「後進地帯の発展」を目指す河川総合開発として考えられていた。貧困と停滞のなかで地域の不満を背景に「後進地帯の発展」と考えた地方自治体からの陳情合戦により、経済安定本部が意図した重点的な開発は暗礁に乗り上げる一方で、指定地域もむしろ相対的に置き去りになる状態が続いた。総合開発的意味は相対的にその重要性を下げ、エネルギー源確保の要求を受けて電源開発の独走となる。しかしその直後の、1950年代後半から60年代初めにかけて、発電事業が火主水従へと転換し、ダム開発の考え方は発電から水道用水重視へと転換してゆく。

1957年の特定多目的ダム法において、これまでの省庁間でのダム建設をめぐる主導権争いから解放されて、建設省が多目的ダム事業における主導権を制度的に確立した。建設大臣は多目的ダムの建設主体として、基本計画の作成、管理について一元的な権限を持つことができるようになった。一方で先行開発体制の不可、需要者の決定が建設の条件であり、ダム建設計画を立て、その中に需要者が明確にされない限り、計画に先行してダム開発をすることはできないことが定められた。しかし「蜂の巣城闘争」における室原知幸氏らの

意見書などにより、実際には先行開発が行われていたことが明らかになった。それに対し、1961年の水資源開発促進法によって先行投資・広域的開発が可能とされ、1962年の利根川・淀川はじめ、筑後川、木曾川等で広域開発が行われた。その背景には、工業地帯が発展し公共事業による利水事業が強く求められていたことがある。1955年の工業用水法以降、工業用水の地下水から河川水への転換が進んでいた。しかし工業用水を必要とする事業者は水利権であるダム使用权が必要であり、そのダム使用权確保のためには新規ダムの建設が必須であったのである。都市の側の論理でダム開発は進められていたことがわかる。この非対称性はその後さらに強化されていく。

1964年「東京砂漠」といわれた渇水を中心に度重なる都市部での渇水をうけて1964年に新河川法が制定された。これにより建設省主導のもと、治水・利水ともに管理された水系一貫管理の原則が確立した。この水系一貫管理を徹底するためにも都道府県が保持していた水利権許可権が国へと移管されている。こうして変化する工業地域や都市の水需要に応じて、管理体制が一元化され建設省の権限のもとに開発可能な地域が拡大してゆく。戦後一貫してダムの累計計画数・竣工数は増加の一途をたどり、特に1964年の新河川法以降、急激な伸びを示す。それは同時にダム開発・建設を経験した地域社会の絶対的な数の増大を示す。一方で、新河川法による急激なダム建設数の伸びの後には、大規模河川は開発がすでに済んだことから、開発対象がより小規模な河川へと移ってゆくため、計画されるダムの規模も小さくなっていった。

第2章 「農村問題」とダム開発研究

本章では、ダム開発研究の第1期として1950年代から1960年代の地域社会学におけるダム開発研究を概括し、その要点を論じる。戦後すぐのこの時期の研究は戦前からの農村社会学や共同体論の影響を強く受けている。また、この時期は国家政策の目玉としてダム開発がすすめられた。1950年に制定された国土総合開発法制定によって21地域、全国土の3分の1の面積が特定地域に指定され、特定地域総合開発計画が進められた。しかし国家政策として国民経済的観点から、大規模河川を擁する山間地域の開発を行う特定地域総合開発計画は、戦後間もない時期において強い産業基盤を持たない地方の地域に多くの問題をもたらした。この時期のダム開発研究は、ダム開発をあくまで地域社会に内在していた問題を顕在化・深刻化させる事象として位置付けており、地域社会でダム開発をきっかけに現出する問題を社会科学적으로とらえることも目的としていた。地域社会を農村社会的特質を強く持つ社会として捉え、農村的社會構造を種々の開発問題との関係に置いて論じたのである。本章では「農村問題」に関わる福武直と島崎稔の視点の違いについて論じ、島崎が「農村問題」とのかかわりでダム開発をどのようにとらえていたのかを考える。そのうえで、「佐久間ダム」調査の意義と特徴をさぐる。

2-1 「農村問題」と地域社会学

ダム開発は水源に近い地域や河川の上流地域において行われる。したがって、ダム開発の影響を受けるのは、農山村地域であり、特に農業に適した広い土地を有しない狭隘な山間部の地域である。これらの地域は戦後直後の1950年代には戦前からの農村社会の特質を色濃く残しており、複雑な社会問題を抱えていた。その問題の中核にあったのは貧困であり、また貧困からの脱出を妨げる前近代的・非合理的諸制度であった。

戦後の農村における諸問題を「農村問題」と位置付けることができる。「農村問題」とは、農村社会を構成する農家層のうち、特に下層にあって生産手段である土地をごく小規模にしか所有していない零細農層を中心に貧困の状態にあり、農村社会の社会制度や規範が旧態依然として停滞的なために農民自らその状況を改善できない状態にあることをいう。戦後すぐの零細農層には、所有する生産手段の小ささとともに、村落構造に内包される水平的な共同体関係および垂直的な支配関係のもとで、下層農民層には明るい展望が開けない状況にあった。農家の貧困状況は戦前から連続しているが、この農村の貧困が「農村問題」として問題化される背景には、日本社会の資本主義の発展と民主化があった。

日本農村社会の貧困状況は、明治期から深刻化する。明治期を通して小作地の割合は増加し、耕作地には5～6割の小作料がかかっていた。そのような農家の経済状況のなかで、過剰人口が増加し、農村に潜在的に蓄積されていた。農民にとっての賃金労働への可能性は、自分一人分の賃金しかもらえず、「口べらし」的意味合いの強い女工などの若年労働者の出稼ぎに限られていた。都市部で工場などが発展し、日本社会の資本主義的発展が実現されていく中で、農村は安価な労働力を蓄積し提供する存在であった。農村が停滞し貧困の中での潜在人口の蓄積にとどまっていたのは、農村社会の社会的規制が存在していたためでもある。当時の農村社会には家制度が強く浸透しており、封建的な秩序が維持されていた。家制度は家長を中心として、次男・三男や嫁に地位が低く、低い生活水準と勤労主義的な考え方によって堅固な支配関係が農家の中で成立していた。各戸の家制度を背景として村落にも家連合と呼ばれる集団があり、本家を中心に強い支配関係のなかに各戸が統合されていた。さらに経済的・雇用関係的支配の形態として、小作農家が地主に対して圧倒的に弱い立場にあったことも挙げられる。寄生地主制下の地主・小作関係には、小作料の高さに加え、小作制約が地主から一方的に打ち切られる可能性があるなど、強い封建性の中で地主・小作関係が私立していた。

このような戦前からの停滞的・封建制的で、貧困状態にある農村社会に対して、戦後、GHQの主導のもと民主化政策が展開された。一連の民主主義政策の中でも農地改革では主に、(1)不在地主の小作地解放、(2)3ha以下の自作地の解放、(3)国による強制譲渡方式による解放、(4)在村地主の貸付保有地での金納化と上限額の規定、(5)地主3自作2小作5で構成された市町村農地委員会がその後の監視にあたる、の5項目が実行され、旧態依然とした農村社会の制度的改革が進められた。この農地改革によって小作農が減少し、自作農の割合が2倍ほどの割合に増えるなど一定程度の成果がみられた。また民法改正によ

り法制度の面から農家の次男・三男や女性の地位の向上が目指された。

しかし実際には農村の停滞的・封建的で、貧困が再生産する状況はすべて改善されたわけではない。創出された自作農層の所有する土地は小さく生活は苦しいままであり、地主による支配体制もすぐには農村社会から消えるわけではなかった。この農村社会における、停滞的側面の連続性と、資本主義発展や「近代化」という非連続性をめぐって、農村社会の停滞と貧困という問題、すなわち「農村問題」をどのようにとらえ、その原因をいかに説明するかについての議論が、地域社会学（その前身である農村社会学）のなかで展開された。福武も島崎も、「農村問題」を、近代化政策との関連で、「部落」的な社会制度の残存に見出していた。ここでいう「部落」とは被差別部落を指すのではなく、集落的なまとまりを指している。福武の「部落組織」や島崎の「部落構造」という言葉には、いへの統一体としての集落と、そこに内在する水平的な共同性と垂直的な支配関係、農村社会の「近代化」に抵抗する停滞性が含意されている。本論文ではこのような意味をこめた言葉として「部落」という言葉を使っている。

福武直は、複雑な農村社会の理論化を目指し、村落の形態の類型分けを行い、さらに村落内部の構造の分析を進め「村落の構造分析」の方法を確立、その後の地域社会学における「構造分析」の基礎を作った。福武は戦前の中国農村の研究を経て、戦後日本農村の民主化を課題とした。有賀喜左衛門の同族と組という二つの家連合の類型論を発展させ、同族結合から講組結合の村への発展の理念型の提示を行い、近代化へ向けた村落の歴史的発展を背景にした村落構造論の概念化を行った。福武の村落構造論は、部落内部の水平的・垂直的な社会関係から出発して、部落の支配層によって指導され、部落的な利害を基底に展開する町村政治が国家レベルの政治構造を構成するとして、村落内部の社会関係から国政に至るまでのパースペクティブをそなえていた。一方、福武の日本農村社会に対する「構造分析」とは、近代化を進めるはずの政策が、旧態依然とした封建的性質を強く持つ「部落団体」によっていかにその浸透を阻まれているかについての分析であった（福武, 1954）。戦後の一連の民主主義的諸政策にも関わらず、農村においては旧来の部落団体的な組織が「町村段階の諸機関、農業その他諸団体の実質的下部機構として存在し、それらの連絡乃至は媒介体としての役割を果たしているのが現状」（pp. 18）であった。国家や県の政策が、行政村を通じて施行される際に、中間項である部落が、農民への近代化政策の浸透を阻止、変容、屈折させる。さらに、近代化政策による停滞的な部落社会解体が阻止されるだけでなく、それらの政策をてこにして部落組織が保守化・停滞を強める可能性があることが指摘される。福武は「「部落団体強化」や「農村ボス支配を強く援助する」（pp. 502）ことを避け、農村の下層に滞留する零細農を含めて「農協対個人の問題」に置き換えることで「現状を解体させて目的的功能集団を農民が自主的につくりあげるように指導してゆく」方向をとることを主張した（pp. 498）。島崎（1976）はこのような福武の「構造分析」の底流に流れる「上からの改革」への志向を批判し、「改革によって創り出されたものは…独立自営の農民にはほど遠い「零細農」であり、その「零細農」をして一層の生産力の解放たらしめ

るには、生産の共同組織化にむかわざるをえなかったが、その「社会化」の方向は占領下官僚の限界を超える問題であったとして(pp. 503)福武による部落団体を農協のような団体へおきかえる方法を批判し、「農民の当面する諸要求の実現をはかりながら政治革新への組織化を進め、下からの農民的な「零細農」制止揚のエネルギーを蓄積してゆく」(pp. 504)ことに、零細農制打破の方向性をみていた。

福武も島崎も農民層の内部に、農村の外部からはわからない支配構造が存在し、支配関係やそこに生まれる軋轢が、「近代化」を阻止していることを指摘していた。このように福武の農村社会学が「農村問題」の原因を農村社会関係にあると仮定したのに対し、島崎(1965=2004)は「農村問題」は資本主義化に起因しており、より根本的に考えるならば、農村の経済的問題である零細農の小規模土地所有という「農業問題」を中心に考え、種々の社会問題の総体である「農村問題」はあくまで「農業問題」の一部であるというマルクス主義的な立場をとる。島崎の関心からすれば、ダム開発は農村の資本主義的發展を一挙に進める事象であり、零細農の持つ経済的基盤を大きく変革する出来事である。このような開発等の「表象としての農村諸問題」を体系的に整序することで、その根本にある「村落共同体」の解体、自由な農民層の独立化を分析する問題として「農業問題」を考えていた。島崎は、資本主義化という経済的諸制度の歴史的発展に伴って起こる、農村の経済的な問題である「農業問題」の一要素として、社会関係の問題を含む「農村問題」を考えていたのである。福武による「農村問題」と島崎による「農業問題」は論じるベクトルの相違がある。本論文では、両者の論じ方の差異に留意しつつ、両者ともが関心の対象としている戦後当時の農村社会の在り方を、地域社会の人々の生活全般に関わる問題として貧困的状況と支配関係の総体として「広義の農村問題」とする。以下の節では、「広義の農村問題」への関心が「佐久間ダム」調査といかに結びついていたかを考察する。

2-2 ダム開発における「農村問題」のダイナミクス

島崎稔らによる「佐久間ダム」調査は、ユネスコ国内委員会が日本人文学会へ委託した「近代技術の社会的影響」調査の第三年度の調査研究である。多くの経済学者や社会学者による重厚な共同調査であり、島崎は特にダム開発が地域社会に与えた影響を分析している。調査対象地域は、佐久間ダムによる被害がある七町村のうちの佐久間村、さらにそのうち、水没した山室部落を除いた、直接影響のあった殿島・中部・半場の部落である。その結果は、「第Ⅲ部佐久間ダム建設の地域社会に及ぼした影響」として、日本人文学会編『佐久間ダム—近代技術の社会的影響』に所収され1958年に東京大学出版会から刊行されている。

この研究の冒頭において掲げられた課題は三点ある。一点目は、電源開発と国土総合開発の意味と相互の関連であり、それが『佐久間ダム建設と天龍東三河特定地域総合開発の意味と相互の関連性』(pp. 125)として具体化される。これはすでに電源開発の独走状態が見え始めていた特定地域総合開発計画の理念に対する、地域社会の側からの批判の試みと

いえる。二点目は、ダム建設前、一定の社会経済的構造を持った村落がダム建設並びに総合開発をどう受けとめたかという問いであり、定式化すれば『補償問題をめぐる国家独占資本（＝電力資本）と村落構造との葛藤』（pp. 126）の実証ということになる。三点目は、『ダム建設によって村落構造がどのような影響をうけ』、『村落再建・ひいては社会の再編がどのような形ですすんでいくか』（pp. 126）という疑問であり、総合開発計画の一環である電源開発が、ダム建設に伴う地元地域社会の被害に対して行う補償（＝公共補償）が、村が被った経済的な損失を補填する以外の意味をもちえないことへの批判であり、いわば地域開発の理念と実態の落差に対する公共性的観点からの問いである。島崎らが最も着目していたのは、二点目と三点目を通して見いだされる、佐久間村という地域社会で「農業問題」を抱えた村落・部落構造の在り方、すなわち広義の「農村問題」が、国家・資本と直接的に対決する建設工事や補償問題という過程を通して、いかに再編されていくかという点にある。ダム開発によって改変された地域社会の将来を論じるにあたって開発前の地域社会のあり方を与件として考える必要がある。序章でダム建設計画の概要と問題点を挙げたうえで、第 1 章においてまずダム建設前の村落構造とその問題性について、すなわち佐久間村の「広義の農村問題」について、「部落構造」を単位に記述している。

島崎はダム建設前の佐久間村の村落構造を「歴史的外観」「産業構成と経済構造」「部落構造と村落支配の形態」の三点から整理している。歴史的外観においては、佐久間村が、総面積の 83%が山林に覆われ、耕地は少なく「農家一戸平均 4 反にも満たない零細さ」である上に、それらは「傾斜のはげしい山腹にある自然条件の劣悪なものである」が、経済的基礎としては一部を除いて「自給的農業に依存する山村の性格を濃厚に持って」おり、多くの人々が劣悪な耕作環境の中で厳しい生活を強いられていることを指摘する（pp. 276-277）。ところで、佐久間村では純粋な農村社会的性格に加え、木材の商品化を通して林業が発展した。山林地主は植林を盛んに行い、共有地であった山林の私有地化を進めるなどして階層上昇を果たしていく。そこに生み出された労働市場を中心に山林労働が創出され、それまでの農業に基づいた部落構造から、階層が分化し雇用・被雇用の関係を中心とした支配関係による新たな部落構造へと転換していった（pp. 278）。それに拍車をかけるように、外部資本の流入が明治以降進んだ。明治の中頃に久根鉦山で鉦脈が発見され古川市兵衛によって買収され、また同じ時期に王子製紙中部工場といわれる近隣の木材を利用したパルプ工場が創業されたのであり、これらによって労働市場が開かれ多くの賃労働者をはじめとする人口の流入し、村内において多くの商業を中心とした小営業が発展した。農民層は商品作物の栽培を始めるなど、その経済基盤を質的に変化させ、変化に対応できない零細農層はより一層その階層的な位置を下げることとなった。村内の経済基盤の変化は村落の支配関係に影響し、山林地主が村内の支配関係において優位な位置を占めるようになり、山林労働者たちはこの山林地主の支配の下に統合されていった。歴史的な事実から言えば、各部落にはそれぞれ異なる産業と生活が蓄積している。「中部は、その初期の性格を一変させ、工場労働者・工場職員・承認・その他の小営業者・船頭・舟子・筏夫等

が集中する集落に変貌」し、「殿島は、北方水窪との交通路にあたり、また村の中央に位置し、中部をはじめ、久根にも通じ、しかも村役場の所在地でもあったから、中部ほどではなかったにせよ、多かれ少なかれ、商店、旅館等の小営業を成立させていた」。その一方で「半場は天龍川を挟んで対案にあり、渡舟によって中部と連絡するという地理的な不便さから、山村的性格を失うこと少く主として農業に依存し、鉄道が開通するまでは、小営業等も殆んどなく、部落的秩序が永く維持され、中部とは対蹠的な性格を示した」(pp. 280)。しかし半場部落にしても経済基盤を具体的に見ていくと、「経済的基盤は、やはり第一に賃銀収入にあるといわなければならない。殿島・中部両部落とこの点で基本的な差異は認めがたい」(pp. 305)と述べざるを得ない。これら産業の変化や経済基盤の在り方が、村落の機構や支配関係へと影響を与える。つまり「各産業構成の異った部落がそれぞれ独自性を有し、職業的關係の多くも、村内あるいは村外へと結びつく可能性を有しながら、なお部落の中で密接な關係を保有している面を強く残しているのであり」「産業の分化とそれに起因する各々異った性格を持つ部落の独自性との結合点に村としての構成が築かれている」(pp. 306)のである。

このように特に村中心部の中部部落においては、明治期以来、貨幣経済を通じた林業が進展し、鉱山や工場による外部資本の流入や社会關係の再編を経験しているため、純粹な「広義の農村問題」は見出せない。「佐久間ダム」調査における「広義の農村問題」は島崎が想定していた資本主義の発展に沿った「農業問題」を内包しながら、新たな産業・経済構造の流入と人々の価値志向の多様化・分断のダイナミクスの中に、ダム建設問題の本質があったといえる。

2-3 地域社会の将来

従来「農村問題」と資本主義発展に伴う「農業問題」の重なり合った佐久間村における部落間・住民間の分断が、佐久間ダム建設に伴う「補償」の成果を、「近代化」理念に沿った村の再編のあるべき姿から遠ざけてしまった。電発による補償は、非体系的・秘密主義的な個人交渉や非合理的な補償工作などがあり、部落間対立を利用するなど部落構造の緊張をむしろ強化した。そもそも開発の補償の正当なあり方とは、資源調査会の勧告が言うところの「開発地域の民度の向上、諸産業の発展」に資することである。また佐久間ダムの補償問題に関しては「過大な補償」でありその後のダム建設において資本側に不利になる前例を作ってしまったという批判すらあった。それにも関わらず、村での補償の総合開発的意味が全く見られないという帰結をもたらした。この事態はその後の村の方向を決定的にし、総合開発的意味が見られないまま 3 か年の工事は終わり、その後には巨大なダムと、村落・部落構造は再編・強化され脆弱な産業基盤しか持たない村が再び残された。昭和初頭には貧窮状態の村として経済更生特別指定村に指定されたほどの佐久間村であったが、総合開発費は『まさにダム・ブームそのままに濫費されたという感が深』く (pp. 311)、

「民度の向上・諸産業の発展」に必ずしもむすびついてはいない。ダム工事による潜在過剰人口吸収や人口移入による諸産業の繁栄、固定資産税収入の増加や工場誘致・観光産業振興などの夢も、実際のダム建設工事が進む中で破れ、地元の期待は裏切られていった。島崎が第一の関心として挙げていた、国土総合開発の総合開発的意味は、地域社会においては全く実現することのないまま、「広義の農村問題」と農民層の経済的「農業問題」は放置されたのである。

村当局はダム開発工事の終盤に至って、今後の地域社会の方向性、すなわち「村造り」の方向として、学校の整備統合、役場庁舎の建設、隔離病舎の建設、工場の誘致、町村合併を提示している。これらの多くがあくまで「建設」であることが想定されるように、今後の「村造り」の方向として提示されたものは、ハコモノ建設でしかなかったし、建設以後の持続的な経済基盤としては工場誘致や観光事業に頼る以外に方策がなかったのである。島崎が「工場誘致、観光開発のいずれをとっても、地元資本の造成は全く見通しなく、結局は外来資本へ全面的に依存せざるをえない状態で…全体として、再建の条件は困難さを加え、佐久間村 1 ヶ村のみで、これを実現することは、もはや不可能の段階に立ち至っていったとあってよい。ここにおいて、再建の問題は、佐久間村をして、さらにその社会的、経済的基礎を外延的に拡大することによって、新しい方途を見出さざるをえないという問題に当面させ、地域社会の再編成の途を進ませることになったのである」(pp. 481)と述べるように、結果として佐久間村の経済状況の改善のためには町村合併に向かうほかなかったのである。

小括

島崎は町村(2006)がのちに驚いたように、ダム開発をあくまで「表象的事象」として扱い、その影響の深さを「農業問題」や「広義の農村問題」に比べて重要視していない。確かに「潜在人口の吹きだまりの」状況はそれ自体重要な問題であったといえる。しかし、ダム開発は、住民の外部経済への依存を強め、さらなる外部経済への希求へとつながる。地域社会は、労農提携による改革など、唯物論的・弁証法的解決を許さないほどの不可逆的かつ急速な解体を経験する。

しかし花島(1967)の研究ではすでに村落における「部落構造」の解体は進行しており支配関係としての側面は見出されておらず、村落内部の同質性とそれらを統合する役割としての宮座への着目がみられる。花島によれば、一丸となった反対運動と逸脱した場合の村八分等の強い拘束力がある一方、同質性の強い住民間だからこそ水没地域と非水没地域の違いによる差異に対する憂慮や羨望は強くなる。そのような分断の兆しに対して、部落祭祀集団である「宮座が、個人と個人、家と家とをより強く結合させ、郷土愛の醸成に一役買っていると考えられる」(pp. 234)。ここではすでに、島崎らの研究と比べて「部落構造」に対する見解は真逆となっている。1950年代からのダム開発研究は、「広義の農村問題」に関わり、農民層の生活の困難を背景として展開されていた。零細農層の生活状況の改善を

阻害するものが「部落構造」であり、「部落構造」はダム開発という地域社会にとってのチャンスをも無効にする。このことはまた、地域社会学が地域社会の将来の見通しを論じていく端緒にもなっている。1960年代には、「部落構造」はすでに解体しており、地域社会の再編後の将来を見通すにあたって、その統合的機能への期待が研究者に生まれている。この時期のダム開発研究は、ダム開発研究のみならず、地域社会学に基礎を与えると同時に、その研究に内在する問題関心を急速に変化させていったのである。

第3章 補償問題としてのダム開発問題

本章では、1970年代からの地域社会学とその周辺におけるダム開発研究を分析し論じる。その際、1950年代からすでに始まっていた下釜・松原ダムに関する反対運動、いわゆる「蜂の巣城闘争」の終焉を一つの画期として考える。「蜂の巣城闘争」という水没地域における住民の反対運動は、ダム開発の文脈のみならず、全国で起こりつつあった地域開発に反対する住民運動の先駆的存在であった。この時期のダム開発研究は、区や建設省による開発の手法に対する批判的志向をそなえ、ダム開発の事業を批判的に論じた。華山謙によってダム開発・地域開発に関する補償の法的・経済的理論が構築されたのも1960年代末である。公共事業であるダム開発の「公共性」への問い直しは、草の根的な住民の反対運動の中から提起されはじめ、研究者たちはその論理の正統性を検証し、広い範囲の専門領域の中でダムの機能や意義を検証する理論が完成されていった。地域社会学では、地元住民が構築した論理が、非常に鋭く的確に公共事業の論点を突いたものであることが示されている。その一方で、「蜂の巣城闘争」それ自体は解体し、多くの住民が移住を決断した事実に対する社会学的記述もなされている。ダム開発に反対する運動の「冬の時代」がすでに始まりかけており、ダム開発研究が住民運動と強く結びついて展開することはなかった。ダム開発研究は補償の理論を実証的研究から批判することで、補償や生活再建の方法をより正常なものへと近づけようとする方向がみられた。

3-1 「蜂の巣城闘争」の経緯

松原・下釜ダムの建設地は九州、有明海にそそぐ筑後川の上流部であり、建設による水没地域は大分県の日田市、大山村、中津江村、上津江村の4町村と熊本県の小国町にまたがっている。筑後川流域では、戦前から多くの水害に見舞われ、内務省直轄の下で治水工事が進められていたが、戦時中の工事の停止もあり、戦後になっても水害は続いていた。特に「28年災害」と呼ばれる1953年の洪水は147名もの死者を出す大きな被害をもたらした。建設省は筑後川上流部における大規模な治水計画を策定、松原ダムと下釜ダムの建設が計画され現地調査が開始された。

この運動の中心となったのが室原知幸氏であり、熊本県小国町の大山林地主であった。早稲田大学政治経済学部卒で、山子（山林労働者を含む小作人）らに“大学さん”と呼ばれており、町会議長も務めた有力者であった。室原氏は1957年ころから調査による立ち入りを拒否、玄関先に「建設省およびその関係者面会お断り」の木札を掲げ、ダム建設に反対を示した。昭和33年から建設省は用地取得のための交渉を、5町村で展開する。大分県側の4町村では次第に条件闘争へと向かっていったが、小国町、特に室原氏と関係の深い山子が多く住む志屋集落では絶対反対の決議がなされ、デモ行進等の反対運動がなされていた。建設省は土地収用法に基づいて立ち入りを宣言、立ち入り調査を強行した。それに反発した地域住民は立ち入り調査および土地の明け渡しを阻止するために、資材を出し合い、見張り小屋を建て山の中腹に「砦」を築き、そこに後退で泊まり込み籠城するという実力行使に至った。

また室原氏を中心に、1960年以降、裁判闘争を展開し、国を相手に80件もの訴訟を行うことで、ダム建設の手続き上の不当性やダムがもつ「公共性」に対する再考を促した。室原氏らは1959年には建設大臣にたいし「意見書」を提出、16項目にわたって下釜・松原ダムの問題を抽象的・理論的に問い直した。このことは、建設省や国のみならず、多くの研究者および全国の地域住民に大きな影響を与えた。また九州地方建設局は国に土地収用法に基づいて事業認定を申請、室原氏が事業認定を無効とする訴訟を起し、ダム建設の停止を求めた。裁判所は九州地方建設局による申請に手続き的な問題があることを認めながらも、事業認定事態は有効であるとした。裁判闘争による反対運動はここに限界を迎え、1971年の室原氏の死去によって反対運動も終わりを迎えた。

3-2 補償の理論に関する研究

ダム開発とは、法学的にいうならば私権と公権の対立である。ダム開発によって住民が所有する土地を失えば、それは個人の権利が侵害されたことになる。またダム開発によって個人の受ける被害は単に土地を失うにとどまらない。ダム開発がなければ続いていくはずであった生活が、ダム開発にともなう移住によって生活環境や職業が大きく変わり、これまで通りの生活が継続できなくなることも、重大な問題である。ダム開発は地元の土地を収奪しその存立基盤を奪うことを通して、個人の権利を侵害するのである。それでもダム開発が認められるのは、それによって公共的に得られる利益があり、それを他の地域社会の住民に分配することができるからである。したがって、ダムを含む公共事業は、それによって新たに獲得できる利益が地域社会に与える被害よりも大きい場合にのみ認められ、また地元社会に生じた被害を利益分から分配によって補償する場合に、公共的に・正当に実施されているといえるのである。

1970年代を中心に、このような観点から、公共事業の補償に関する理論が確立されていく。土地の収用に対する補償理論の中心的な研究者である華山謙は戦前のダム開発から下釜・松原ダムに至るダム開発の補償問題の歴史を捉え、補償の理論的合理性とそれに対す

る補償の現実的な諸問題を論じた。華山によれば、補償という概念は経済法則と法学的理念の接点によって定立されるべきである。経済学的には、私有財産である土地を個人から買収し、開発を行い、その開発によって生じた利益は基本的に土地所有者に帰属する、すなわち土地は開発利益を吸着する性質を持つ。開発によって土地の価値が高騰するのであれば、開発後の高騰した価格によって所有者から買収されることが私有財産権によって求められる。しかし、実際に開発利益を公平に分配することは容易ではなく、統一補償基準による補償、それに加えて生活再建対策、さらに開発利益の大きさを公表し、秘密主義的な手続きを取らないこと等が求められる。一方、法学的理念としては、憲法に「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共の福祉のために用ひることができる」と定められているように「正当な補償」こそが公共事業を可能にする根拠であるため、この「正当な補償」とはどのようなものかということが重要な問題となる。華山はまず「どのような損失は補償される必要があり、どのような損失は補償される必要がないかを具体的に明らかに」し「補償される必要のある損失を完全に補填するような補償が、「正当な補償」である」(pp. 23)と考える。したがって、補償されるべき損失を具体的に挙げていく地道な作業が求められる。

このように法学的・経済学的に「正当な補償」の実現を目指す華山にすれば、「蜂の巣城闘争」とは「補償基準と被補償者の生活再建制度が確立していたならば、財産の少ない人たちがダム建設に反対することもなく、理想的な集団移転地が実現して、室原氏は、あのように強力なダム反対運動をしなかった」(pp. 300)と考える事例であった。室原氏に関する資料からは、ダム建設計画が進められた当初は室原氏がダム建設に必ずしも反対していなかったことが読みとれ、むしろダム建設をきっかけにして新しい村造りをしようと考えていた側面も室原氏にはあったようである。その室原氏を反対運動に向かわせたのは、山子たちの国に対する津代不信感に基づいた反対の意志と、実際に室原氏が研究していく中で知ったダム建設に関わる非合理性であったと華山は分析する。水没地域の住民の生活が不正にないがしろにされているという実感こそが室原氏が反対運動に身を投じていくきっかけであった。

地域住民による反対運動を避ける、つまり地域住民がダム建設に関して不満や不安を感じる状況をつくらず、補償を「正当に」行うには、一方で開発利益を正確に予測・把握すると同時に、地域住民の蒙る被害を適切に的確に把握しなくてはならない。華山は「現代における「正当な補償」の具体的な内容を明らかにするためには、国民の権利と公共事業に関する深い理解の上に立って、被補償者のおかれている環境を十分に把握しようとする、追及の姿勢が不可欠である」(pp. 8)と述べる。華山の議論は、法学的・経済学的な均衡点への徹底した追求であるが、それはまた非常に社会学的な論点をも含みこんでいる。水没地域とその周辺の地域住民、すなわち被補償者が移住後の社会構造とのギャップの中でどのような困難を抱えるのか、そしてそれを近代市民的な権利意識によってどのような要求へと変換しうるのかという問題に答えてこそ、華山の補償理論は完成するのである。

補償の行い方をより適切で合理的にするためにも、ダム開発の〈被害〉を明確にする必要がある。ところで、その被害者とは水没地域からの移住者たちである。また〈被害〉には水没地域から移動した後の生活上の困難も含まれる。したがってダム開発に伴う補償をより適正に行うという目的のためには、ダム開発以後の地域住民の生活の実態と住民が感じている困難の把握が求められる。これによって、この時期の社会学的なダム開発研究にはダム建設後の、地域住民の生活上の困難を追跡するという志向があったと考えられる。

3-3 公共性の問い直し

「蜂の巣城闘争」が提起した問題は、ダム開発に関する補償方法の未熟さだけではない。「この下笠ダム問題は補償問題でもないし、右のケース（ダム災害の危険性＝筆者）ともちがったものである。下笠（松原）ダム建設は、筑後川下流七〇万人を水害から防御する公共事業である、と建設省はいうが、このダムにそのような能力があるとは認められない」（磯部・佐藤, 1962, pp. 28）と指摘されるように、この時期以降、そもそも建設予定であるダムにその建設を正当化できるだけの機能があるのか否かという問題が議論されるようになっていった。

華山はこの点に関して、昭和 35 年に提出された「下笠・松原ダムの事業認定申請書に対する室原知幸氏らの意見書」の内容を次の三点に要約している。第一に、下笠・松原ダムが筑後川の治水にとって有効であるのか、第二に、下笠・松原ダムは発電業者の利益に資するのみではないのか、第三に、筑後川の治水の他の方法に比べて具体的に有効であることを示せるのか、という三点である。室原氏が提出した「意見書」には、単なる心情的・保守的な反対意見ではなく、高度に科学的な立論がなされていることが示されている。住民による反対運動は、高度な学習を通して、科学的で土木や水利の専門的知識を身に着け、ダムという建造物の意味の科学的・社会的根拠の曖昧さを批判するものであった。

磯部・佐藤（1962）は、下笠ダム建設の問題に関して、技術的問題、社会・経済的問題、法律的問題の三つに分類している。例えば技術的問題として、将来の降雨推定や計画高水流量計算に問題があるとし、事業者側が設定している根拠は科学性が乏しいことを示しているように、ダム建設の合理性に関しては非常に高度な専門的知識が必要とされる。この時期以降、ダム研究ではこのような高度な専門的知識が必要とされ、各専門的領域からダム建設の合理性を検証する研究が展開された。本論文ではこれらの研究群に触れないが、地域社会学にとって重要な点としてはこれら高度に専門的知見を含んだ批判が必ずしもそれぞれの自然科学や工学の研究者によってのみではなく、ダム開発の対象となっている地域社会の住民によっても提起されていたことが地域社会学で提示されていたことを指摘できる。浦野正樹は、群馬県の八ッ場ダムの事例から、多目的ダムの合理性を問い直す論理が住民による主体的な学びから構築さえ、それを賭してダム反対・賛成の住民意識が醸成・統合されていく過程を描き出した。

浦野（1978）はまず、ダム建設計画に伴って住民意識がどのように拡大・深化していったの

かを述べている。八ッ場ダム建設に関する住民運動は反対運動だけではない。存立基盤の違う集落を単位として、温泉街の商店主・中小旅館主たちを中心に反対派が形成されたのに対して、国道沿いで外部との接触も頻繁な集落の勤め人や事業主を中心に賛成派が形成された。重要なのはその両派が、ダム先進地の住民との交流や専門的理論の研究を通して、単なる情緒的な主張にとどまらない、専門機関との理論的で対等な議論や交渉の基礎を作り上げていたことにある。両派の展開過程として、まず住民によってダム建設計画に対する態度が模索される時期があり、住民たちが〈ダム建設絶対反対〉と〈ダム補償の研究〉の相反するシンボルに統合される。つづいて、住民間に重大な分裂を生じさせつつ、推進派は地域再建に向けた主体的な方法を形成させ、反対派は町・県・国への陳情活動を展開する。その後、県が事態収拾に乗り出したことで、推進派のペースで運動が進み、官民合同の地域開発補償の策定が主張された。一方、反対派は、革新団体や自民党との接点を模索するも、その保守的体質から独自の主張を展開することができず、集落内部で既に共同主観的に認められている価値を見直し、内省的に運動の主体性やより普遍的な正当性の獲得を模索する。その後、建設省は推進派とのタイアップを改め官僚制的方法に戻ったことで、推進派は新たな主張を模索し水源開発法の早期実現を要望する。水源地域特別措置法が制定されると、推進派はこの法案を評価し、自主的な生活再建案と補償の研究を進め、反対派は財源の裏付けや省庁間の責任分担・義務規定の欠如を批判し、生活権を主張、また自然保護運動に呼応した運動をも展開させる。その後反対派は行政への積極的なチェックや対抗権力の構築を進めていく。両者の運動がこれほど息の長いものとなった原因には「蜂の巣城闘争」からの学びがあると浦野は指摘する。すなわち、「住民の生活問題を出発点にするならば、蜂の巣城後のダム住民運動は、別の闘争形態を模索せざるをえない。蜂の巣城の反対闘争はあまりにも生活上の犠牲が大きかったから」(pp. 89)である。浦野(1979)はさらに、これら住民運動が作り上げた主張が客観的にダム建設のための根拠を鋭く的確に批判している点を論じる。長い住民運動と地道な学びのなかで見出された反対の論拠は、地域住民が日常生活の場面で国や建設省とのかかわりの中で直に感じる実施手続きや補償内容の不備・非合理性にとどまらない。〈自然破壊〉や需要追従型の〈水利用計画＝水資源開発計画の内容〉、〈地域格差の助長〉や〈経済効率主義〉といった抽象的・社会科学的な議論によって見いだされた問題への批判に及んでいる。浦野が特に注目したのは、八ッ場ダム建設の公益性に対する根本的な批判である、水利用計画への批判である。八ッ場ダム建設の理由として都市において水不足が深刻化しているといわれているが、それにも関わらず水利用計画には都市の側からの努力もみられず、負担をすべてダム建設地元社会に押し付けたまま「絶対的損失と地元の犠牲をいとわずダム建設を進めようとするのは納得できない」という批判である。たしかに、ダム建設はその後の利水計画を含んでおり、ダム建設によって水資源が開発され、水利用の合理化・再資源化が図られることは公共の福祉となりうる。しかし、そこにいたる計画上の計算が必ずしも公共的合理性を持たず、批判・検討の余地があるとすればダム建設を進める根拠が根本から揺らぐ。実際、

水需要予測においては政策的に水需要を抑えようとする意図は反映されておらず、水需要実績においても放漫でずさんな水使用がそのままに実績とされている。企業による絶対的な経済効率主義と行政による低廉・豊富な水資源の準備こそが公共性に叶うというドグマを背景として、従来の産業システムの温存と都市の優位な立場をそのまま反映した水需要のデータを基礎的に利用されているのである。この点において地域住民が作り上げた科学的かつ社会的な批判の論点はダム開発の合理性・公共性を的確に突き崩すものであった。

3-4 地域住民の追跡調査

「蜂の巣城闘争」やそれ以降のダム開発に関する研究は、補償問題と公共性の問題への応答を求められていたといえる。しかし、補償問題においては、その補償を生活再建に役立てることができてこそ「正当な補償」の実現となるのであるから、ダム開発によって地域住民がその後の生活の中でどのような困難を抱えているかについての具体的な追跡調査が求められる。また単に補償の不備を批判するだけでなく、現に進行しているダム開発の圧力の下での実践的問題として、模索されている補償の実現の記述が行われる。

下笠・松原ダム建設に関する問題を様々な領域から検討した『公共事業と人間の尊重』（関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団, 1983）において、社会学班の研究者を代表して前田は「社会学にとって最も重要な問題は、ダムが建設されることにより、水没地域の人々が祖先代々すみついていた墳墓の地を去って、未だ生活したことのない土地に転住を余儀なくされた人々の心理状態や、更には新しい土地に住みついた後の生活状態、すなわちそれは単に「食べてゆけるか」という問題のほかに、数十年慣れ親しんだ職業から、不馴れな職業に転向する際の問題（特に高齢者層にとっては重要なことである。）などについて、論ずることが本来の目的であった。」（pp. 243）と述べるように、下笠・松原ダムに関する調査にはこのような問題関心が通底している。『公共事業と人間の尊重』においては、まず前田卓が反対運動の社会的背景として、各集落の存立基盤と、室原知幸氏の行動の背景にあった家族の状況などについて述べる。続いて、西山美瑛子が転出していった人々のその後の生活について、神谷国弘が集団移住を通じた地域社会の解体と再編成の過程の調査を行っている。

前田は強い反対運動を行った地域社会の事情を探るなかで、家族社会学が専門であることも影響して、室原知幸氏という個人の性格や社会的属性、家族との関係の中をその闘争の社会的背景の要因として位置付けていった。西山はダム水没移転者に対して調査票および面接聴取を方法として、移転後の生活や仕事の状況について調査をしている。その調査から、西山は先行して論文を提出しているが（西山, 1970）、そちらでは、ダム建設問題一般に関わる調査としてダム水没移転者の生活・意識動向をまとめるにとどまっている。一方、『公共事業と人間の尊重』においては実際に行われた水没補償の問題点を検証するという意味合いが加味されている。西山はまず、「ダム建設により地元民・地元社会が受けた打撃・損失」を整理する。損失・打撃には長期紛争による住民間の確執・不和・「しこり」や、

移転前の不安定な生活と不安、移転による職業的基盤の喪失、「ふるさと」の喪失とそれによる社会集団の解散、町村自治体の人口減少や財政面での打撃も含まれる。そのうえで、住民が得た補償金とその後の生活に十分に生かされているのかを、職業・仕事面の変化から探っている。そして、ダム開発によって、住民の「生活の見通し」が立たなくなり、地元住民の職業の変化が余儀なくされるだけでなく、子弟の職業経歴や生活設計、中高年層の老後の生活設計の見直しが求められ、住民生活の将来にまで及んで影響をもたらすことを指摘する。住民の意識の変化や補償への要望も論じながら、西山は水没補償における問題点を①補償基準の範囲の狭さと、開発後の地価・物価高騰に見合っていない補償金額の設定、②住民の切実な生活不安を残したままである生活再建対策の不備、③広範囲にわたるダム建設の影響に対して、建設省のみではその対応に限界があることである。

西山によるダム水没移転者の調査に対して、神谷は集団移住方式の意義について論じている。ダム水没地域からの集団移住は「蜂の巣城闘争」を通じて新たに見いだされた方法であり、この時点では新たな補償技術の一つとして考えられ、実際にその意義が検証されつつある補償問題解決の方法の一つであった。神谷は補償に関する議論と同じ論法で議論を進める。まず、神谷はダム開発の関係住民の〈被害〉を、個人生活と社会生活の二つに分類する。この両側面における生活への打撃を最小限にとどめ新たな生活への移行をスムーズにする方法として集団移住、すなわち下笠・松原ダム建設における蓬莱団地の建設とそこへの集団移住を位置付ける。蓬莱団地が建設された背景には条件賛成派の出現と彼らによる強い要求があった。激しい反対運動はその多くを室原氏個人の資質によるところがあるが、室原氏と同様に村の有力者で会った北里達之助という人の指導の下に条件賛成派が分裂してくる。神谷は室原氏だけでなく、この北里氏のパーソナリティである鋭い現実感覚と経済主義のもとで、「ダムの建設が必至であるときわめがついた時、人々の心をよぎるのは「災を転じて福となせ」という妥協論」や「これまで以上の条件で生活再建の道はないものか」という再建期待論」(pp. 321)が統合され、九州地方建設局の積極的な協力の下、集団移住先となる蓬莱団地が造成された。神谷による集団移住に対しての「暫定的評価」とは、肯定的なものである。蓬莱団地は社会生活の破壊を極力防ぐという観点から、区画整理された造成地にあり「外見上、蓬莱団地は都市郊外の新興住宅街に似たモダンな住宅群が立ち並んでいる」が、「社会構造上ではみごとなまで、旧生活の保存が志向され、また、保存されている」(pp. 331)とされる。蓬莱団地の形成の背景には、条件賛成派が絶対反対派との緊張関係の中から生み出した、「自己抑制や、時には自己犠牲を甘受せしめる」連帯意識(pp.)があり、このような村の再興に強い意気込みを持つ条件賛成派を統率した「活動的かつ有能なリーダー」を、「現実を現実として受けとめ、与えられた条件の中で最善の選択をしながら、現実的に処理していく人々」として「公正な評価」を受けるべきである(pp. 343)と考える。そして実際に、ダム建設による犠牲を最小限に食い止める「保存」が第一の移住原則として認められ、「保存」と「開発」が調整をしながら蓬莱団地として実現しえたこと、言い換えるなら水没移転者の損害を社会的に集団移住という形で一定程度

は補償されたのではないかと主張する点にある。最後に神谷は、この蓬莱団地が全国のダム建設地から見学者を集めており、「真の補償とは何であるべきか」という問いに対する一つの答えを持ちうるのではないかと提言をなしている。

小括

「公共事業と人間の尊重」では、地元社会への分析は、室原知幸氏ら地元のリーダーのストーリーと、移動していく地域住民研究の二つに分化してしまう。また、この時期のダム開発研究は、補償方法や事業開始の手続きの不当性を批判しているものの、開発自体への信頼は継続しており、その方法が問題視されるにとどまっている。このことはダム開発研究の中心に「補償」が据えられていることが示しており、研究者たちはこの「補償」への関心に拘束されている。背景として、地域境の住民の生活の様相がすでに大きく変化していたことが考えられよう。ダム開発の地元地域社会の農村社会的面影は薄くなり、これまで有力であった「部落構造」はもはや研究対象の単位となり得なくなっていた。産業面から言えば、地域社会の兼業化・脱農かはこの時期既に大きく進んでいた。中野(1973)は、高滝ダム建設を巡って展開する問題を、農業と農村の問題として捉えているが、ここでの農村の問題とは戦後直後の「広義の農村問題」ではなく、兼業化・脱農化における問題である。中野は、ダム建設を巡って住民層が「条件派」へと転化していく背景には、労働者化をしないかぎり生活が苦しく、一方で農外就業の見通しも立たないため、住民層に反対運動を起こす動機づけが欠け、「消極的賛成」へと流れ込んでいく動きがあるという。農村社会的「部落構造」が主体として研究対象とならないどころか、農村社会的な生活構造の崩壊が住民を消極的にさせ、国の計画を前に賛成へと崩壊的に転化していく事実を描き出した。住民層には、これまでの支配層がいなくなった分、農村の利益を代表して主張する主体にも欠ける。住民層の同質化・均質化は、一方で職業の多様化をもたらし、住民の分析単位の再考を必要とする。住民層が捉えづらくなっていく中で、ダム開発研究は、抽象的・理論的研究に足場を置いた研究と、条件派としてダム開発をきっかけに移住していく住民への実証的研究へと分離していく。地域住民は、支配構造の中で疎外された存在でもなく、一方で権利を主張する市民的住民でもなく、流動的で従来の枠組みではとらえにくい存在となっていた。

第4章 ダム開発の受苦圏・受益圏に対する構築主義的アプローチとその限界

本章では1980年代に確立された環境社会学からのアプローチによるダム開発研究の特徴と限界を論じる。「蜂の巣城闘争」の収束後、ダム開発に対抗する上流・水没地域の住民運動も次第に収束していった。1970年代には、沼津・三島コンビナート反対運動に端を発する工業地帯・都市部の環境運動が全国で展開した。地域社会学ではこれら住民運動を、開

発政策の問題を告発し可視化する事象として意義づけ、重要な研究対象としていった。地域社会学の住民運動研究をベースにしつつ、1980年代にアメリカで提唱された環境社会学が、日本でも確立され環境問題に対する住民運動・社会運動研究が展開され、環境社会学独特の方法論や概念装置の整備が進んだ。「受苦圏・受益圏論」も環境社会学の中で整備された概念である。ダム開発研究にも環境社会的アプローチが応用され、「受苦圏・受益圏論」を用いダム開発の〈被害〉に愛する捉えなおしが進んだ。しかし、環境社会的アプローチには、〈被害〉が社会的に構築されると仮定しながらもその構築過程が組み込まれている地域社会内部へと分析を進めることができないという限界もあった。

4-1 環境社会学の潮流と概念

本節では、1970年代から全国で多発した住民運動に対する諸研究から、地域社会学と環境社会学のアプローチと環境社会学の中心的概念である受苦－受益概念について考察する。

戦後、農村・都市社会学および地域社会学では住民運動を一つの研究対象たる事象として扱ってきた。例えば安中における鉾害反対運動は島崎稔の関心を引き、島崎はこの運動に労農提携の可能性を見出している（島崎, 2004）。また福武直も、1960年代、新産業都市建設を中心として全国の都市で行われた地域開発の研究の中で、住民運動を重要なファクターとして扱っている。福武は新産業都市建設の中で、社会福祉的視点が欠けたまま展開される地域開発によって地域の生活環境の悪化が予測されることで起こる地域住民の反対運動の分析を行い、住民運動が地域社会の政治構造のなかでは一定の限界があることを指摘している。都市社会での「構造分析」は蓮見(1980)によれば農村では『村落の一戸一戸についての社会経済的特質を把握し』て行うが、人口規模も世帯数も大きく異なる都市部では「構造分析」とはあくまで『一つのアナロジーに過ぎないものであった』(pp. 38)が、福武が抱いていた社会構造によって近代的な政策が歪められるという関心もまたアナロジー的に引き継がれている。例えば八戸市の分析(福武, 1965b)においては、政治構造が保守的に統合されており、そこに開発をめぐる階層的利益の追求が絡みあっている。住民要求媒介のメカニズムとしての行政組織・経済団体等は保守政党の下部組織の様相を呈し、行政が『住民や地元の要求を地域的利害あるいは職業的、機能的利害の表出へとキャナライズし、それが階級的利害の表出という形態をとることを警戒し、チェックするという役割を果たし』『住民要求を汲上げるメカニズムとして、今日までのところ地域団体や職業団体が極めて大きな役割を果たしている背景には、このような行政によるこ入れという事実がある』(pp. 270)とし、住民要求は政治構造によって変形させられていることを述べる。福武によるこの社会構造と反公害の住民要求の対立の分析は、のちの「構造分析」手法の基礎として、また、現状の地域開発に対する「社会開発」導入の提言として引き継がれていく。

似田貝香門らは、1970年代以降、全国で起こってきた住民運動の研究を行ってきた（似

田貝・松原, 1976)。この時期の住民運動の特徴として似田貝(「地域開発と住民運動」編集委員会, 1976)は、地域開発政策の全国的な広がりによって「<工業地帯 I>、<工業地帯 II>、<農業地帯>にかかわりなく、住民運動が全国規模で展開されている」(pp. 2)とする。似田貝にとって住民運動は単なる政策阻止の取り組みではなく、「<産業政策と地域政策>への批判的な問題提起を行ってくる可能性が内在してい」ると考えられる(pp. 4)。しかし住民運動について「生活環境に関する住民運動は、<工業地帯>に約5割が集中し、殊に東京は他よりも群を抜いて多」く「ここでは、都市における生活環境の悪化とそれに対する住民運動の展開の相関関係は明らかである」と考えられているように(pp. 4)、主に工業地帯や都市部における住民運動が似田貝らに着目されている住民運動である。似田貝による住民運動研究への問題関心は、「今日、住民運動の広範な成立・展開に対して、開発主体・計画主体は、「住民参加」論や「環境アセスメント」で対応しようとしている…とりわけ問題なのは、住民参加論を余儀なくさせた原因が、開発主体・実施主体の側での計画一実施過程(意思決定過程)にあるにもかかわらず、この部門の自己革新がみられないということである」(pp. 8-9)と述べられるように生活環境に関する住民運動が提起している問題が、地域社会の問題として考えられると同時に、開発主体側の構造への問いかけとなるのである。

こうして1970年代地域社会学では生活環境に関する住民運動・市民運動の実証的研究がなされてきた。地域社会学においては、生活環境の悪化に対する住民運動研究の意義は、環境問題そのものよりもむしろ、住民運動が地域開発をはじめとする地域政策がもたらす諸問題を告発し可視化するという仮定にあった。地域社会学では種々の住民運動は政治過程の問題として抽象化されてきた。この政治過程への問題意識が、「構造分析」手法を経て、「社会過程分析」へとつながっていく。

1980年代に一つの連字符社会学として確立された環境社会学では、住民運動は第一義的に生活環境のための運動としての側面を持つ。環境社会学は、福武らの公害問題を含んだ地域開発研究の流れを汲んでいる。さらに1970年代に似田貝らによって地域社会学で蓄積された自然環境をめぐる住民運動研究を足場としつつ、1980年代に入ってアメリカでの提唱を経て確立された社会学である。飯島(2001)によれば環境社会学の定義として重要な点は、(1)環境社会学は自然的環境を対象領域に含んでおり、(2)自然環境と人間社会との相互関係を、(3)特に社会的側面に注目し、(4)実証的に研究することにある。(3)の点から、環境問題は自然環境をその問題の中心にしながらも社会的に構築された社会問題であると考えられ、地域開発や都市化による環境問題を構築する主体として、環境社会学は住民運動の意義を見出していた。

環境社会学においては、戦後日本の住民運動・市民運動は、日本社会の経済的・産業的な成長と発展によって生じてきた種々の環境問題の変遷に対応していると考えられる。長谷川(2003)は、「環境問題をめぐる住民運動や市民運動は、加害一被害構造によって運動のあり方を規定されている」(pp. 40)と述べ、環境問題の変遷と重ね合わせて住民運動・市民

運動を分類している。それによれば、高度成長前期・後期の産業公害、安定成長期の高速交通公害、安定成長期から脱工業化進展期にかけての生活公害、ポスト冷戦期の地球環境問題の四つの時期・環境問題に応じて、「被害住民による告発型の住民運動」「(受益者の拡散と被害者の局地化という加害－被害関係の特質に基づいた) 被害住民による告発型の住民運動」「行政主導型の使用自粛運動など」「環境NGOと政府機関などとのコラボレーション」といった住民運動の展開がみられる。前者2つにおいては「住民運動」としての色合いが強く、後者2つは諸団体とその関係性による市民運動的意味合いが強い。環境社会学は、その出発点において地域住民が受ける自然環境上の〈被害〉と、それを回復しようとする住民運動への関心を持っており、環境問題の変遷に沿って〈被害〉と主体の枠組みを変化させてきた。

したがって、環境社会学では生活環境の〈被害〉を捉えるための独自の概念が準備されてきた。受苦－受益概念も〈被害〉を空間的分布から捉えようとした概念である。船橋(1985)は、新幹線公害の分析に受苦圏・受益圏論を用いている。新幹線公害は、高度経済成長期に建設された東海道新幹線が付近の住民にもたらした振動・騒音被害の問題である。新幹線という社会資本の建設主体である国鉄は直接的な加害者であるが、この新幹線を利用する乗客たちも間接的な加害者である。このような加害者は、新幹線建設によって利益を得ているのであるから、新幹線の受益者であり、彼らによって受益圏は構成される。また受益圏には、ほかに新幹線建設・運行によって利益を得る建設業界や旅行業界、乗客が早く移動できることによって利益を受ける乗客の所属組織、また停車駅周辺の商工業界も含まれる。一方、振動や騒音等の被害を被る人々が受苦圏を構成している。受益圏と受苦圏は理念的に、加害者が受益者であるため、その受益分を部分的にでも還流させていくことで被害を軽減することができると考えられる。例えば新幹線を減速することで周辺住民に与える被害を減少させる、もしくは新幹線建設による利益を振動・騒音対策に充てるなどして被害を相殺することができる。しかし、実際にそのような還流は起こらず、一方的な受益と一方的な受苦が進行する原因には、新幹線公害を構成する受益圏と受苦圏が分離していることが考えられる。受苦圏と受益圏が重なり合っていれば、受益者と受苦者が同一である可能性が大きくなり、受益と受苦の程度は構造的に歯止めがかかるのであるが、受苦圏と受益圏が重なり合っていない場合、問題は放置され、拡大し続けるのである。

新幹線公害のような受苦圏・受益圏が重なり合わない「分離型闘争」に関して、梶田(1988)は、「主体内葛藤」ではなく「主体間葛藤」の問題であるとする。そのうえで高度経済成長期以降、日本社会は地域開発による産業の分散を通して相互依存性を強めてきた。大規模開発はこのことを強く推し進める。分離型闘争という点からみれば、受苦圏・受益圏の分離にとどまらず「受益権の拡大と受苦圏の局地化」という事態であった。

梶田は加えて、受苦圏の内部の階層性へと着目する。砂田(1980)はこの階層性への視点をすすめて、受苦圏の内部に「疑似受益圏－純受苦圏」があると論じる。補償や事業を通して利益を得る集団が受苦圏の中にも存在する。受苦圏としてマクロに見るならば被害を

受ける存在であるが、受苦圏にアブでは相対的に有利な位置にあり、公共事業に伴う過程をむしろ自らのライフチャンスの拡大ととらえることができる。一方、これらの恩恵にあずかれない手段もあり、受苦圏内部の中でも純粋に受苦的であり純受苦団と呼ばれる。環境社会学ではこうして「受苦圏・受益圏論」を用いて、その〈被害〉と〈利益〉の空間的布置についての分析を深めていった。このような視点は、環境社会学からの「構造分析」といわれる『巨大地域開発の構想と帰結』（船橋ほか 1998）にも通底しており、環境社会学の中心的な志向枠組みの一つであるといえる。

4-2 受苦の構築と住民運動・社会運動

帯谷(2004)は、環境社会学の視点からダム建設に対する運動の歴史を整理し直している。それによれば、佐久間ダムをはじめとした1950年代までのダム問題における運動は①水没予定地域の自治体当局や村の有力者が主導し②生活を守るための個人補償や公共補償に関する条件闘争であり、作為要求の側面が強かったとされる。続いて「蜂の巣城闘争」について帯谷は、補償要求を念頭に置いた運動ではなく、西尾(1975)が論じたように計画自体の差し止めと生活拠点の防衛を明確に施行する「作為阻止型」であり、地域住民を主体とした「地域完結型」の住民運動であったとする。そして、この闘争においては人々の権利意識の高まりがみられ、以降権利防衛を前面に掲げた運動が展開するきっかけであった。最後にこの運動では労働組合や革新政党といった外部アクターとの連携がみられたと評価される。

1980年代に入ると大規模なダム開発事態がこの時期には多くが完成されていることもあり、帯谷は河口堰の問題に対する運動をこの時期の運動として位置付ける。長良川河口堰の問題に関しては、「そこに住まない」運動の担い手が登場し、建設省の担当者や地元自治体の首長、反対運動のメンバーによる「円卓会議」が行われるなど新たな運動の形が現れてきたとする。最後に1990年代後半以降のダム建設問題は、運動主体によるオルターナティブの提示・実践が特徴であるとされる。吉野川可動堰問題に見られるように、運動が閉鎖的な政策決定過程に対して①住民投票の実施という新たな住民の意思表示の方法を提起し②運動の趣旨に賛同する研究者や専門家と連携して新たな治水案等を提示するなど、対抗策やオルターナティブを主体的に提示している点にこの時期の運動の特徴を見出している。

帯谷の整理によればダム開発に関わる運動は、1950年代までの生活保全運動と、下笠・松原ダムの反対運動等の作為阻止型と作為要求型の混在した地域完結型の運動、その後にネットワーク型およびオルターナティブ志向型の運動が歴史的に位置付けられる。ところで、地域完結型からネットワーク型への移行とは、運動主体の決定的な違いがある。地域完結型の運動においては、地域の有力者を中心とした地域住民が主体となる運動であった。「蜂の巣城闘争」をはじめ地域完結型の住民運動ではのちのネットワーク型の運動のような外部アクターとの連携の萌芽がみられるが、それはネットワーク型環境運動の特徴であ

る価値を共有したことによる連携ではなかった。ダム問題として先行していた反対派と条件闘争派を含む地域の住民運動が、ノウハウや知識を求めて、同時期に他地域で存在していた種々の運動と相互に関係を持っていった過程であった。一方、環境運動的なネットワーク型の運動とはいわば下流域に先行する公共運動がその一つの活動領域として連携範囲を拡大した結果である。帯谷が分析する「森は海の恋人」運動は、下流域で生活していた養殖漁業者が自らの営む産業との関係で発見したダム問題に反対していく過程で展開してきた運動である。地域完結型とネットワーク型の運動の間には質的な差異がある。また「蜂の巣城闘争」が補償要求の運動とは異なる作為阻止型であるとする考え方は、「蜂の巣城闘争」の反対派が次第に解体し最終的には室原知幸氏一人になっていった事実を見落としている。地域完結型といわれるダム開発の運動には、反対派と条件付き賛成派が共存していたのである。

地域完結型からネットワーク型の運動への連続性を見出すために、帯谷は開発問題に二つの位相を見出し、受苦圏・受益圏論を再考するという作業を経る。すなわち、1950年代から1980年代にかけてのダム開発研究の研究対象は、大規模施設の建設段階および建設後の運用段階における社会的影響である「開発問題」であったとし、事業の計画決定段階から、計画受け入れをめぐる起こる利害対立や紛争を〈開発問題〉として措定し区別する。そのうえで、〈開発問題〉を含んだ「受苦」を受苦圏の構成要素とし、受苦圏は必ずしも「圏域」として捉えられるものではなく、ネットワークによって構築された「受苦」認識として捉える。

帯谷の初期の論文(帯谷, 2002)では、この〈開発問題〉に起因した「受苦」認識への関心が、「疑似受益圏対純受苦圏」という概念への批判として提起されている。「被害」を住民の「受苦」へと転換するのは、「被害」を生み出す開発政策などの外在的な要因だけでなく、住民に内在する諸要因であり、地域住民が何を「受苦」とするのかは住民が持つネットワークによって規定されるとする認知的側面へのアプローチを、構築主義的に展開している。ここでの論点はあくまで「疑似受益圏」とされてしまう地元社会の「受苦」を捉えなおすことにあった。しかし後の著作(帯谷, 2004)ではこの論点はより中立化し、疑似受益圏=受苦圏の裏返しである、本来的に受益圏であった下流域が認識上、受苦圏へ移行していく過程を論点の中心に位置付ける。そして分析の対象を下流域の反ダム開発を訴える環境運動に設定していく。〈開発問題〉に対する「受苦」、建設後の事実として確定された計算可能な利益に対応する〈被害〉ではなく、開発に先行し計算困難な領域を含む受苦への鋭い視点は、現実の運動分析に生かされていない。帯谷の概念整理からは受苦圏の受苦性への探究がより深められているが、それを活かすにはダム建設反対運動が沈静化した1980年代以降のダム開発研究は下流域の運動へと視点を移すべきではなく、運動が起こり得なくなった上流域のダム建設当該地域の地域社会へと設定しつづけるべきであったと考えられる。

4-3 中止にともな精神的ダメージへのアプローチ

1990年代以降、全国的な公共事業への反対運動が活発化したことで、公共事業が「中止」になる事態が相次いだ。この事態は環境運動の「成功」として捉えることもできる。一方で、下流域・都市部からの反対運動によって「中止」になった場合、その過程もまた、ダム建設予定地域の地元社会にとっては受苦の場面であると捉える浜本(2002)は、公共事業による予定地住民への被害の認識とそれに対する補償措置の不備を論じ直す。浜本は、建設された場合に受苦圏に含まれるダム建設の予定地住民は、公共事業が「中止」された場合でも構造的弱者であり、犠牲は予定地住民に生じるのであって、その受苦－受益構造は変わらないとする。そのうえで、公共事業が中止であるのだから補償の必要がないのではなく、中止の場合でも生じる被害として精神的ダメージを考える。受苦＝〈被害〉の範囲の広さを心理的被害にまで拡大し、その被害に対する補償措置を検討・整備していく必要があると論じる²。

浜本の議論には二つの方向性が内在している。まずは、これまでのダム建設問題に関わる補償問題の延長で、心理的被害を含む犠牲の部分は補償によって補填可能であると考えられる点、もう一つはこれまで測定不可能として研究から外されてきた心理的被害の側面への検討を試みたことである。後者について浜本はフロムの「社会的性格」という用語を用いて、予定地住民の猜疑的性格や受動的 성격が補償の対象であることを論じている。しかしこれら社会的性格は、「経済的損失や精神的苦痛の代償としての慰謝料の請求」を正当化するには未だ多くの問題を抱えている。猜疑的性格の背景にはダム計画に対する移転希望すなわち賛成と反対の両者を含む態度が地域内に混交した状況があり、個々人の態度は「全国的な人口の都市集中、農山村の衰退といった外在的要件の下、それを経験する各個人のライフスタイル・年齢・性別・収入状況・家族関係などの内在的要因」(pp. 19)によって規定されると述べられる。疑心暗鬼・人間不信が社会心理状況として地域内に充満している状況にはそれに先行して無数の分断があるのであり、これらの態度の違いを乗り越えて一律に猜疑的性格という精神的ダメージとして補償の対象とすることは、その精神的ダメージの蓄積される原因である地域開発の存在を見落としてしまう。精神的ダメージの「症状」を確認し補償の対象とすることは、個人の精神的ダメージの「分析」と「治療」を不要とし、見出したはずの精神的ダメージの意味を見落とし貨幣へ置き換えるに過ぎず、精神的ダメージが創出される過程にあった地域開発の問題性を。

浜本のこうした視角の背景には、環境社会学でダム問題や環境問題を補償等によって解決可能であると考えられてきた側面がある。舩橋(2001)は環境問題の解決過程を、「構造的緊張」→「変革主体形成」→「変革行為」→「決着」という4つの局面からなる基本サイクルとして捉える。しかし、舩橋自身が述べるように解決過程には大きな困難が伴う。解

² 浜本は、ダム建設中止が決定した事例では、個人への補償(慰謝料)とともに、地域から「地域振興」の要求があったことを指摘している。ここでは「地域振興」という言葉が使われているが、個人への慰謝料がダム建設後の「個人補償」に対応し「地域振興」のための補償は「公共補償」に対応する。地域社会存続への志向と、それをダム開発主体側からの補償によって行おうとする方法は、「佐久間ダム」の事例と同様である。

決過程の成否にかかわる諸要因を、船橋はマクロ・メゾ・ミクロのレベルに分類する。マクロ要因には、社会意識と世論の動向や政策課題総体のうちの優先順位といった、問題解決への「追い風」「逆風」となる現象が含まれる。メゾ・レベルには制度的要因と政治状況的要因の在り方が含まれ、各主体の政治的な機会の有無やその当時に有力な政党や諸団体の勢力など、「構造分析」が政治・経済構造と諸要因が含まれる。ミクロ・レベルの要因とは主体性に関わる問題であり、主体性のもつ多元・多様性や価値合理性、集団的な凝集力・統合力といった主体側の要因がこのレベルに含まれる。環境問題の解決過程は、これらの諸要因が組み合わさった結果として、問題解決へと向かう制度形成の全線が一進一退を繰り返しつつ、蛇行的に展開していくと論じられている。浜本も、この点に依拠し、公共事業中止に伴う精神的ダメージという問題解決には、被害者救済制度が蛇行的にでも展開し確立される必要があることを述べる。公共事業中止の問題解決には、あくまで制度的な整備が必要であり、それは有形無形の主体が価値合理性に依って統合され、主体性を発揮し、政治過程に働きかけることで可能になることが前提とされている。

小括

環境社会学の影響の中で構想されたダム開発研究は、環境社会学の成果である諸概念、特に受苦圏・受益圏論を引き継いでいる。「受苦」の概念を深化させるなかでこれまで「基本的人権・人間の尊厳の侵害」というレベルでしか語り得なかった被害について、より実証的に被害の実相へと近づいてきた。しかし、ダム建設反対の建設予定地における住民運動の鎮静化により、受苦圏それ自体が「疑似受益圏と純受苦圏」概念の間で見えなくなっていたことが新たな困難をもたらす。1980年代以降のダム問題を環境社会学の影響のなかで住民運動から論じるには、下流域からの反対運動を新たな運動の在り方として位置づけ、地元社会が疑似受益圏ではなく、受苦圏であることをネットワークを通して間接的に証明するほかなかった。また、環境社会学がダム建設や社会資本建設の補償問題の延長にあって、「受苦」が解決可能で補填可能な実在として考えられている。

ダム開発に対する住民運動は、地域完結型以降、都市部の環境運動に先行して「冬の時代」を迎えていた。下流域からの公共事業の社会運動は地元社会からの住民運動とは質的に異なるのである。本来、受益圏としていた地域が公共事業の実施を構築主義的に「受苦」ととらえることと、建設地域が〈被害〉の総体を「受苦」ととらえるのは、質的に異なる。ダム建設地域の被害には、「補償」不可能な受苦がある。環境社会学のアプローチが深化させた「受苦圏」概念をこれまでの〈被害〉とは切り離して精緻化していくことが求められる。

第5章 地域社会学の新たな問題としてのダム開発

第5章では、2000年代以降、再び、地域社会学や村落研究の分野から起こって来たダム開発研究の特質について述べ、今後のダム開発研究の課題をさぐる。環境社会学のダム開発研究が、ダム開発の影響について予定地住民が受ける「被害」として分析を加え、ダム開発による「受苦」の多様さ・深さを示してきた。一方で、環境社会学の枠組みを引き継いでいる限り、声を上げる運動主体を主な研究対象に据え、声を上げない予定地住民の目に見えない被害についても補償や解決過程への志向から抜け出すことができなかった。2000年代以降の地域社会学や村落研究の領域におけるダム開発研究はダム問題を問題として発見可能にしていた補償問題の枠組みからの脱却をはじめ。ダム開発に関わる「受苦」の在り方を、「被害」からではなく、その主体に内在的な要因から分析を試みている。ここには一つの転換があり、「被害」を住民の「受苦」へと転換するのは、「被害」を構築するネットワークのような地域に外在的な要因ではなく、地域に内在し完結する諸要因である。そして地域の内部に目を向けたとき、画一的な受苦圏とおもわれていた住民の中に多様性・多声性・「オモテの言い分」「ウラの言い分」がある。本章では、地域住民に内在する諸要因が、ダム開発がもたらす事象に対する認識をいかに構築していたのかについて、それぞれの研究がどのような仮説をもっていたのかを論じる。

潜在的離村者のむらと言遂行的行為

植田(2004)は、公共事業見直しの中で、地元地域社会が「早期着工」を訴える事例を取り上げ、損害を被るはずの、つまり従来「受苦圏」を構成すると考えられていた住民が早期着工を訴えるという現象の原因を、むらに内在する問題から説明しようとした。植田によれば、環境社会学のアプローチは開発がもたらす諸問題を「分配問題」として捉えられてきた。「分配問題」であるならば、受苦圏・受益圏が見出されても、それぞれの受苦・受益はお互いに差引勘定可能であり、ゆえに相殺可能な事象であるとされる。それに対して、植田は公共事業の問題を「存在問題」として捉えるべきであると論じる。受苦は差引勘定不可としたうえで、その受苦圏内部の論理へと分析を進める必要があると述べる。言い換えるなら、受苦の意味を捉え、当事者の能動性をその受苦圏の内部から説明しなくてはならない。その点から浜本(2001)の研究は、精神的被害に光を当てる点において評価できるが、そこから離れて補償によって補填可能なものとして精神的被害を捉えており「分配問題」にとどまっているとする。

植田はまず川辺川ダムの事例から、水没地域で結成された3つの団体について、自らの立場を表明する言説を「オモテの言い分」とし、自団体がこれまでとってきた戦略を正当化する論理が「ウラの言い分」としてあることを説明する。川辺川ダムの地元五木村では、「ダンナ衆」と呼ばれる村の有力者層がいた。そのなかで、他団体が「オモテの言い分」を披露しながら、それが単に村の有力者であるダンナたちの利益に属するに過ぎないと看

破した団体が分離・独立し、「持たざるもの」のための戦略をとって来たと主張する。すなわち、「反対であろうと賛成であろうと、「ダンナ」という言葉をともないながら、他団体がほんとうに「むらのために」やってきたのかを疑い、自らの団体こそがどの団体よりもほんとうに「むらのために」やってきたことを正当化する論理」(pp. 41)が「ウラの言い分」である。ここには浜本が指摘した住民間の猜疑的性格が現れているが、その一方でこの性格が一つの団体に「ウラの言い分」を与え、自らのアイデンティティを確立し、ひいてはダム問題をより「むらのために」誘導していくことにつながっていた積極的側面を植田は指摘するのである。

このように、「オモテの言い分」と「ウラの言い分」に統合されながら分離を繰り返してきた団体が、そろって「早期着工」という総意を形成する局面がやってくる。その背景には、団体とは違ったレベルで存在するむら＝集落がある。むらには常会があるが、常会ではむしろ「ダムに関する話題は極力排除」(pp. 42)されていた。その背景には、むらの内部に離村予定の世帯・離村を迷っている世帯・残ることを決意した世帯が混在しており、それぞれが各世帯の決定を尊重するがゆえに、むらとしてダムの話ができない状況があった。一方で、ダムを語れない状況では、むらの存続と各世帯の決意は分離した問題であり、「各々の世帯が生活するうえで抱える切実な問題が、むらとは切断された問題として捉えられて」(pp. 43)おり、各世帯の今後の生活に関する決定が、時にむらの存在を裏切り、むらに背を向けることになってしまうのである。各世帯の決意とむらの存続の分離は、むらの存続の見通しが立たなくなることを意味する。各世帯はむらが存続するか否かがわからないなかで、その後の生活の場所をそのむらにとどめるかもしくは転出するかを決めなくてはならない。「早期着工」はこのようなジレンマ的状况を打開するために提示された。つまり、「早期着工」は、「早期着工」するか否かのそれ自体の意味に重要性があるのではなく、「早期着工」の表明が持つ意味こそが重要であった。「早期着工」の論理とは「むらがむらとして成立しうる関係性を創出するための論理」の表明であり「言遂行的行為」であった。ジレンマを思い切った表明によって打開し、少なくとも「むらがこれ以上悪くならない」よう、少しでも流出と解体をとどめる方向へと状況を変えていくしか、水没地域の団体に残された道はなかったのである。

植田の議論は、あくまでむらの内部に、ダム問題に関わる主体の論理や動機づけの説明を求めている点に特徴がある。そこでは、ダム問題の行く末や補償問題の合理性などは、問題化されない。少なくともむらを残すこと、そのための駆け引きが展開する場としてむらが想定されているのである。植田はさらにのちの論文(2007)で、補償金によって集落が「出ていってもいい土地」へと転化する状況を前に、代替地への集落の早期移転を取り決めることが集落存続への「賭け」であったことを説明する。集落への早期移転をむらのなかで表明し決定づけることが集落存続の可能性の縮小を食い止める戦略であった。この点は「蜂の巣城闘争」によって見いだされた集団移住方式に新たな問題を提起している。集団移転は単に有力な補償方法の一つであっただけではなく、むしろむらに内在する論理か

ら見たときには集落存続を表明することが集落存続を引き寄せる行為である。その意味ではむらの「保存」は、伊集以前に移住の方針が決定した段階で成功しているともいえる。しかしまた、植田は、移転後の「厳密な所有関係にもとづいた直線によって区切られ」た機能主義的集落は、それまでのような集落内の関係性が成立しにくいことを、ルフェーブやブルデューの議論を援用しながら説明している。移転後の集落では、住民間の危機感を背景に機能主義的な集落の空間を再定義するために、境界を改変可能にし「遊びの空間」が皆に開かれるための「炭焼き」の活動が展開している。むらの内部からみたとき、集落の計画的移転はたしかにそこに住む人々をとどめ「保存」してはいるものの、これまで通りの関係性を維持するには機能主義的空間の団地では困難が生じるのである。このような問題もまた、補償や「分配問題」からは見えにくい、むら内部の意味の問題である。植田は、むらという社会空間に分析の水準を据えたことでこれまで見えなかった、むら内部から醸成される意味や志向性を捉えたといえる。

ダム開発による時間・空間の統一と「ぶれ」「濁り」

島崎稔がかつて膨大な資料や聴き取りから編集した「佐久間ダム」調査とおなじ、佐久間ダムを2000年代に再び調査したのは町村敬志(2006)であった。町村は、島崎らの調査が描き出す村落構造と開発主体のダイナミックな関係性や研究者たちの熱量に「驚き」つつも、そもそも村人がなぜ開発を進んで受け入れたのかについて言及されない点や、研究者たちが開発というものに一定の信頼を置いて村落構造の分析を行っている点にも「驚き」、この点に批判的に向かうことで自らの立場を作り上げている。島崎らがあくまで、開発をトピック的な問題として扱い「農村問題」を論じたのに対し、2000年代の地域社会学にはこのような視点には問題意識の欠落があり、開発そのものを問題とする必要があると考えられている。現代のわれわれは開発があくまで「夢」であったことを知っている。その「夢」をどうして住民は自らの生活をかけてまで信奉しそこに没入できたのか。このような疑問に町村をはじめとした現代の研究者の関心はある。

町村は研究を進めていく中で、地域開発の「夢」を熱烈に歓迎し、そこに一途な期待を寄せたと考えていた住民の姿のなかに、開発受け入れをめぐる重層性があることを発見していく。全国でダム建設が反対運動にあってきたにもかかわらず、佐久間村では反対運動が起きなかった。それどころか佐久間村では開発に対して「積極的」態度がとられた。しかしそれは「人々が開発の夢を注入された未開の民であったからではない。事實は、むしろその逆に…開発経験をもっていたがゆえであった」。しかしそれはまた、開発が「夢」に過ぎないことを村人たちが知っていたことを示している。開発の「夢」は確かにイデオロギー的性格を持つが、それだけでは村人の動員を確実に行うことはできない。村人たちが主体的に参加し動員されていくプロセスが必要である。では村は開発をなぜ熱心に受け入れたのか。

「上から」のダムに関する知識の注入という観点からみれば、地元受け入れのキーパーソンであった当時の村長北井三子夫氏は、情報ゲイトキーパーの役割を担っており、村社会の外へと意思表示していく「外部向け言説発信者」であると同時に、村内部の人々を動員する「内部向け言説発信者」としての役割も担っており、村長という立場を持つ北井氏は、村内部へ情報の「仲継 relay 機能」のみならず「補強 reinforcement 機能」を果たす。北井氏の情報「補強機能」が、つよく反映されている村の広報誌によって、階級・階層、ジェンダー、土地所有などによって無数の断裂線が走っていた村の内部は、「ダム開発の影響を被る犠牲者たち」「近代化に向け自ら学ぶ村民」「自らの権利に目覚める女性たち」「大きな変化にもかかわらず村の秩序を守り続ける村民」という主体像で統合されていく。こうして現実を、広報誌を基準とした「世界」へと単純化し、村人に統一的な現実了解フレームを与えていく。その過程で村の中にあつた「複数の時間・複数の空間」が均質化される。ここから二つの方向へと問いが現れてくる。一つ目は村の中でこのような統合機能を発揮する「開発の夢」がイデオロギーとして構築されたのはいかにしてか。もう一つは均質化された時間・空間は完全な統一を果たしたまま、今に至るのか。後者の、住民たちのその後の「記憶」に関して、ダム開発から50年を経た佐久間村での調査から、町村は、「開発の記憶」が「落差の語り」として、すなわち時間的な前後を含んで相対的な「激変」「喪失」「悔恨と現状肯定」の語りが含まれていること、また「開発の記憶」には「ぶれ」や「濁り」があるが、その村の重層的な記憶と構造の中に佐久間ダムが深く組み込まれていること、そしてむらの政治の中心では「想起」よりも「忘却」が政治の中心に位置していたことを説明する。底流としてある「脱ダム」の志向は確かにあるが、すでにこの50年の「忘却」の努力の歴史によって人々に「既視感」をもたらし、強い「脱ダム」運動を起こす力を持たない。人々が強烈に動員されることがないのは、開発の現場に入ってみれば、そこには「開発」という大きな虚像は存在せず、無数のあいまいな出来事の連鎖を「穏やかに束ね、1つの意味空間につなぎ止めていく作用の累積の中から、「開発」のリアリティが構築されてきた」に過ぎないからである。地域社会に入って、地域社会の内側から見たとき、開発の「夢」は相対化され、地域社会に実体をもたないことが示されている。そこにあるのは「ぶれ」や「濁り」をもった、個別的であいまいな記憶の、ゆるやかに束ねられた総体としての「記憶」である。国家レベルの公共空間で構築された「脱ダム」へ向けた合理的・理念的・イデオロギー的ダム批判は、すでに50年もの間、ダムを「抱きしめて」きた地域社会には全く響かないのである。

ここで町村は、もう一つの問いであった、開発政策に含まれていたダム開発のイデオロギーの原因へと分析を向けていく。

開発レジームの相対化

戦後、地域社会は開発の「夢」を時に熱狂的に時に冷淡に、その両方の態度を地域の中に混在させ「ぶれ」や「濁り」を内包したままで受容し、自らの「夢」としてきた。現代

の公共事業からの脱却が求められている風潮の中で、経済基盤も脆弱な地方の地域社会が開発の「夢」から脱却していくには、自らを取り巻いていた開発の「夢」をイデオロギーとして相対化し、その「夢」の虚構性を見破っていくことが必要である。それはまた、社会が「成長」から「衰退」へと転換していく時期に、前提となっていた社会の成立要件が成り立たなくなり見直しの必要に迫られる状況の中で必須の作業でもある。「縮小社会」はそれまでの国家レベルの政治的・経済的な在り方を相対化し、地域政策として有効と考えられていた開発政策をそれ自体議論の俎上に載せる。町村(2008)は、戦後の始まりである戦後復興期に〈成長〉や〈開発〉を国家レベルで社会構造の前提としていく語りがあったこと、この国土と開発のイメージに基づいた〈スケールの語り〉が、日本社会が縮小社会へと転じていくなかで相対化されていく過程を論じている。

「我々が真に考えるべきは…限界に達した「開発レジーム」の乗り越え方をどう定式化するかということ、それを現場にどのように応用して真の再生を目指すかということだ。少なくとも空知の現場では、もはや「原理」のレベルで考えなければ、真の地域再生を展望することはできない」(中澤, 2011, pp. 27-28)と述べられるように、地域衰退・地方消滅の文脈で、アクチュアルな問題としても開発の「夢」の相対化は求められる。地域社会が縮小をはじめ、その中で地域の原理を再考する必要に迫られる中で、地域開発を主体的に〈われわれ〉の問題として考える。

確かに、「地域開発」には、〈スケール〉や政治現象としての側面もあるが、同時に地域社会の人々にとって〈われわれ〉の問題である。〈われわれ〉は「一方的な犠牲者でもなく、単なる受益者でもなく」(町村, 2006, pp. 191)、開発の「夢」が「夢」に過ぎないことを知りながら、主体的に自らを開発へと動員する。〈われわれ〉の中にある非一貫性の基盤を町村(2011)は「充たされないもの」とする。人々は「充たされない何か」を追い続け、開発を受け入れて来た「心性」を、町村は地域社会に潜む語りや開発映画の分析から明らかにしようとする。町村にとってはこの研究は「いわば「開発世代」によるルーツ探しの試みでもあ」ったように(pp. 433)、戦後の開発レジームを自ら相対化することは、戦後の日本社会に生きる〈われわれ〉の問題でもある。〈われわれ〉は都市部に住んでいれば、開発の恩恵にあずかって生きているのであり、開発による構造の構築に「加担」している。「加担」してきた戦後が、「縮小」へと自然的・社会的に転じ限界をあらわにするのみならず、ある一線を越えたときに取り返しのつかない損害を社会に与える可能性を有していたことを、3. 11＝東日本大震災における津波・原子力災害が見せつけることとなった。

小括

地域開発やその中止は、たしかに住民にとっての〈被害〉という側面をもつ。しかしそれは当該地域社会の成員たちによって〈被害〉として定義づけられ、補償交渉の材料として利用された場合に生じる。〈被害〉は時に戦略として見いだされる。他により良い戦略がある場合には、〈被害〉は放棄される。そのことは、受苦圏が疑似受益圏となり、〈被害〉

が〈利益〉となる過程があるにせよ、絶対的ではないことを示す。〈被害〉は地域社会内部のある特殊なコンテキストの中で、地域住民自らによる定義づけを必要としているのである。

地域社会学では「縮小社会」について、「縮小社会」はあくまでも国家レベルでの人口や財政などの一定の状況を指すものである。」(pp04.)といわれるように、必ずしもネガティブな意味ばかりではなく社会の新たな在り方の模索の開始を示す言葉とされる。植田(2016)は、ダム開発と限界集落、さらに災害の3つの事象をむらの「存続の岐路」とし、「あくまで「むらの消滅」がそこに住む人びとにとってどのような事態であるのかの把握を経て、むらが存続するという条件を明らかにする道筋をたどり」「今眼前にあるむらの問題や願いから、その存続原理を明らかにすることを試み」ている(pp. 262)。国家レベルで展開する「縮小」やダム開発はその地域に外在的な要因である。それらがどのように認識されるのかをフレーミングの分析を通して明らかにしてこそ、ダム開発・縮小社会そして災害の「意味」が見えてくるのである。それはまたフレーミングを行うネットワークを地域の外部へと求めるのではなく、あくまで多声性を含んだ地域社会内部での対立・分断・連帯・協働を通じた認識の構築過程への分析が必要となる。

社会の内部で外的異変をどのようにとらえ対処していくかを考えることは、根本的に地域社会での〈われわれ〉の生き方が問われることにつながる。「そこに住む人びとにとって」の意味を探ることは、フレーミング分析の射程に、住民が営む生活を置かなければならない。人々の人生や生活の「重み」(布施, 1992)なしに、フレーミングの意義を語ることはできない。

第6章 新たな課題

生活構造を規定する地域構造を背景としつつ、補償可能な受苦ではなく、受苦圏の受苦性そのものに迫るなかで、ダム開発の意味をそこに住む人びとの認識から把握する。そのような意識の下で研究を進めるためには、一定程度の研究枠組みの準備が必要である。本章では、本論文の最後に、今後必要とされるであろう分析枠組みの精緻化にむけての課題を提示する。大きく分けてそれは3つのレベルで考えられる。まず、「国家レベル」で生じている「縮小社会」化の理論をベースに、ダム開発が地域社会に与える影響をいかに定式化すべきかという問いが出てくる。それはまた災害が地域社会に与える影響の分析にも援用可能でなくてはならない。そのうえで、地域住民が「国家レベル」の事象が地域社会へと降りかかってくる中で、どのような認識を構築し、対応を選択するかについての仮説を設定する。そこでは、まず(1)地域住民にとっての「資源」が何か、(2)その「資源」が「資源」である認識の背景にはどのような生活構造・生活様式があるか、(3)「資源」獲得の動きが社会的に集成するとき、どのような社会的状況が現出するか三点に関わる。これら

の分析の意義を担保し、射程の広さを確保するためにも、これらの分析を通して最終的には「受苦性」そのものへと迫る必要がある。地域住民を単なる分析対象とするにとどまらず、社会の危機に対応する「共同行為」を模索していく必要がある。

6-1 ダム開発が地域社会に与える影響の定式化

ダム開発は島崎らの当初の関心であったように近代的な技術によって深刻な社会的影響を山間部地域にもたらす。しかし、島崎らはその開発にある一定程度の信頼を寄せていた。そのことが、村落構造・部落構造を客観的に記述することへとつながった一方で、現代の我々からは、「近代技術」が社会の維持・発展に寄与するというに必ずしも信頼を置けないということを知っている。ダム開発は確かに原子力開発のようなグローバルに広がる影響を持たないが、地元地域社会にとっては、「危機とは、まさにとどまることのない産業近代化を疑問視する産業近代化自らの勝利のこと」であるとベックが述べる(2003, pp. 113)意味での「危機」をもたらす。地域社会の存続基盤を大きく改変し、不可逆的な変化をもたらす。一度、開発を経験した地域はさらに外部経済への依存を強め、「危機」であると知っているはずの開発の「夢」を再び内面化し、開発を呼び込もうとする。「危機」は科学技術の側面だけではなく、地域社会の人々の経済構造・生活構造と認識を巻き込んで不可逆的に展開していくと仮定しなくてはならない。

地域社会学は「農村社会学」と「都市社会学」にそのはじまりを持っている。西山(2006)が整理するように、「戦後地域社会の民主化と貧困問題」への探究から「農村」「都市」社会学は発展した。そして、行政国家の確立と地域開発政策への分析の必要性から「地域社会学」へと展開していった。生活情の経済的産業的問題と地域開発という国家政策への関心を地域社会学は含んでいる。地域社会学が、開発後の地域の将来を論じつつも、単に地域の存続如何の問題(「地方消滅」問題)にとらわれないのは、地域住民の生活問題と地域政策への懐疑を本質的に備えているからである。地域社会学では、地域開発後の地域社会の将来の問題は、地域住民の生活の維持・持続が可能か否かという観点から論じられる。それと同時に、地域社会構造それ自体の変化も見落としてはならない。村落構造や「部落構造」は解体し、兼業化・脱農化を経験し、人々の生活様式は多様化と画一化を同時に進めて来た。地域社会内部の垂直的な支配関係が解体される一方で、人々の生活上の関心は多様化した職業によって規定され、住民内部の価値・利益の志向も多様化する。背景としての生活構造(生活様式?)の変化を歴史的にとらえておく必要がある。

ダム開発の影響について考える時、その建設工事が直接的に与える影響だけでなく、人々の経済構造と生活構造へと与える影響、さらには自らの地域社会に対する認識をも変化させる影響まで含みこんで捉える必要がある。これらを含んでのダム開発の影響の定式化が必要であり、ダム開発の影響の定式化はまた生活構造との関係から論じられる必要がある。

6-2 地域住民の合理的選択理論へ

農村社会的な生活構造が変容し、村落構造が解体した後、人々の利害や政治的意識は階級・階層によって水路づけられ、有力者・支配者層によって代表されることはなくなった。

「蜂の巣城闘争」の時期以降のダム開発研究では、人々が必ずしも反対派ではないこと、賛成派と反対派が混在することで地域社会に分断線がもたらされ、地域の解体や住民の精神的負担につながるなどが示されている。さらに人々が、「移住」と「残留」の間で迷い、決断を迫られていることも論じられた。地域住民層には二重の選好が課せられ、その社会的な修正を通して、地域社会の将来が決定される。

浦野(1978)は「賛成派」「反対派」の選好の基礎にあるダム建設に対する認識の違いの背景には、①集団成員の社会的属性②人格③政治力の有無④社会内の結合関係や政治的つながり等があると述べる。浜本()はダム計画に対する態度が、全国的な人口の都市集中、農山村の衰退といった外在的要件とあわせて、各個人のライフスタイル・年齢・性別・収入状況・家族関係などがの内在的要因が混在して形成されると述べる。帯谷()は「ライフチャンス」という用語から、本質的には受苦圏であっても疑似受益圏化してしまうこと、つまり、人々の受苦が時に生活維持のための機会や資源の有無によって覆い隠されることを述べている。政治的な「賛成」「反対」と「移住」「残留」の二重の選好は部分的に重なり合いつつ、社会構造と個人的特質の両者の間で決定される。

植田(2016)がむらの「存続の岐路」とした「ダム・災害・限界集落」の分析は、植田の関心からすれば「むらが存続するのはなぜか」という問題へと収斂する。しかし地域社会学では「縮小社会」が必ずしもネガティブな意味ばかりではなく社会の新たな在り方の可能性をも示唆する言葉せあるとすれば、地域社会学で「ダム・災害・限界集落」を考える際には、存続か消滅かという二項対立を越えて、住民の生活問題に足場を置いて社会の在り方そのものを問い直すことが求められる。それは同時に、地域社会の人々にとって、地域の存続が目的なのではなく、地域が存続すること自体が生活上の「資源」として循環する過程である。潜在的な離村者にとって、自らの離村が地域にとって「資源」である人口を減らすことにほかならず、自分が残ることで地域は存続へと一歩進むことになる。しかし自らの決意とは裏腹に他世帯の離村が進むことは、自らが残った地域では「資源」が枯渇し、十分な「資源」を引き出せなくなることを意味する。このような移住と残留をめぐる「社会的ジレンマ」状況を説明するには、合理的選択理論の援用が欠かせない。太郎丸(2000)は「行為の多元的合理性を梃子にしながら社会批判・政策提言を行っていくことは社会学の良質の伝統に属する。そして合理的選択理論もそのような良質の伝統に属する」(pp. 294)と述べ、マクロな社会構造が人びとの選好や主観的機會構造を規定するメカニズムの解明と、行為の多元的合理性を積極的に理論化することを通じた社会批判と政策提言が、合理的選択理論の可能性であると述べる。そこで見いだされる人びとは純粹に利己的動機に基づいて社会を構成する一方向的な存在ではなく、人びとを取り巻く社会構造によって主観的機會構造が規定されその中での合理的選択を行う存在である。ダム開発の影

響を受けた地域住民に課せられた二重の選好の社会的原因を明確にするためには、マイクロ・マクロ・リンクに留意しつつ、個人の選択の動機づけをさぐる必要がある。合理的選択理論はまた、住民運動の資源動員論へとつながる。ダム開発に関わる住民運動、特に「蜂の巣城闘争」以降の「冬の時代」の運動は、資源動員論、特に中範囲理論（）を援用し、対象の社会空間的範囲を地元社会を中心とした空間へと制限することで分析可能になるであろう。

6-3 「受苦性」と共同行為

マイクロ・マクロ・リンクの概念に基づいた合理的選択理論は、社会学の伝統的なアプローチの一つとなりつつあり、非常に高度に社会的であるといえる。一方、社会的であることは、社会構造への分析にとどまる可能性をはらんでいる。地域社会学というフィールドへと近接した社会学の実証的方法から、社会構造に規定された人間観を乗り越え、「価値」へのルートを拓くためにも、地域住民を研究対象としつつ、地域住民に寄り添う姿勢が必要である。

日本社会では、市民的住民の在り方が確立しておらず、ダム開発においても「蜂の巣城闘争」において「基本的人権」や「人間の尊重」という言葉が使われはしたものの、その後の住民運動・市民運動へと生かされていない。このことは、地域住民が地域開発によって受けるマイナスの影響、「受苦圏」という概念が本来持っていた住民の受苦性を「選択的盲目」（新原, 2014）の範囲へと追いやってしまう可能性をはらんでいる。これまでの研究者たちがその関心の形こそ違えど、出発点において抱いていた受苦性への関心と共感を継承してこそ、新たなダム開発研究の在り方を模索し、人々を分析対象とすることができる。

似田貝(1996)は、阪神淡路大震災後の、被災地での調査に際して、社会学がすぐにその場で住民の役に立つことはなく、「被災者が〈絶望〉から〈希望〉へと気持ちを転身し復旧や復興にたずさわっているのに対し、私たちは 何ができるであろうか」という問いの前に立たされた経験から、「共同行為」を提唱する。ダム開発は地域住民に大きな影響を与え、その影響の大きさは多くの研究者が理論化しようとしてきたように、未だに計り知れないものである。その一方で、眼前においてダム開発は展開していた。今でも、その影響を受けている地域住民は存在している。いま目の前の調査対象者の中にこそ〈絶望〉があり、また〈希望〉へと向かうチャンスはあるのであり、単なる調査者－被調査者の関係にとどまらない「共同行為」を展開していく必要がある。

おわりに

本論文では、地域社会学のダム開発研究を中心に、通時的にダム開発研究の問題関心の所在と方法を見通してきた。最後にその流れと、見いだされて来た新たな課題を概括する。

地域開発やダム開発の系譜は戦前にさかのぼれるが、農村社会学としてダム開発に関する研究が行われたのは1950年代の国土総合開発法による特定地域総合開発計画によって、国家政策としてのダム開発が展開される局面においてであった。「佐久間ダム」調査は、「農業問題」を背景に、村落構造・部落構造内部の階級・階層と支配関係の前近代性を問題としていた。ダム開発は、理念的には「近代化」を進めるはずのものであったが、むしろ前近代的な支配構造を強化し、階級・階層的矛盾を激化する。ところが、ダム開発を呼び込んだ佐久間村は貨幣経済の浸透が早く、外部経済への依存がすでに進行していた。資本主義かによって村はダム開発を必要とし、ダム開発がやって来たことによる影響は、ダム開発に先行する資本主義化によって複雑化する。「農村問題」は農村の停滞的性格のみに起因するのではなく、資本主義化との交点においてドラスティックに現出する。このことが、開発主体側との補償問題を通して、地域社会の将来の見通しを暗いものとしていった。

地域の「部落構造」は解体し、地域住民は権利意識と生活上の問題との間で、ダム開発に対する態度を模索するようになった。「蜂の巣城闘争」のインパクトを受けた1970年代を中心としたダム開発研究は、一つには華山謙の補償理論の影響を受け、ダム開発問題を補償問題として考える。そして、その補償問題を補完するために、地域住民のその後の生活被害や補償後の生活実態への研究が展開される。「蜂の巣城闘争」は全国のダム開発運動にも影響を与え、住民による学びが全国で行われ、ダム開発の合理性・公共性に疑問を投げかける論理が高度に形成されていった。ダム開発研究も高度に専門化しつつ、その公共性を問い直し始めた。

1990年代に入ると、公共事業反対の風潮が都市部を中心に醸成される。環境社会学は都市部からの公共事業反対の運動を、ダム開発反対運動の系譜に組み込む。そのうえで、環境社会学の「受苦圏・受益圏論」を精緻化し、公共事業反対の論理を裏付けるダム開発の〈被害〉の把握を目指した。しかし環境社会学には、着目点を都市部・下流域からの住民運動に設定した点、〈被害〉を未だ補償問題の文脈でとらえ「分配問題」として扱う点に限界を有していた。

2000年代以降、村落研究や地域社会学で、ダム開発が再び重要な研究対象とされてきた。「分配問題」からの脱却、すなわち「存在問題」として〈被害〉を扱い、地域住民にとって〈被害〉が必ずしも絶対的な要素ではなく、むしろ地域社会の存続のためには「早期着工」をも選び取る可能性があることを、地域社会に内在的な要因から説明した。地域社会に内在的な要因は、外部からの開発の「夢」というイデオロギーをそのままのみにするのではなく、解釈しなおし自らの「夢」としつつ受容することを可能にする。その際地域社会の内部は「夢」によって画一化され、「複数の時間・複数の空間」が一つの「時間・空間」

へと統合されるが、ダム開発を一つの経験とすることまでは不可能であり、それぞれの断片的な経験の束として地域の中心にダムが漠然と組み込まれる。このことから人々の記憶には「ぶれ」や「濁り」が生じ、政治的にはダムを「忘却」する力が働く。地元地域社会ほど、ダムが語られず、実態として見えない状況が、地域社会内部に微妙な負荷をかけ、単一の価値へと統合されていくことを拒むのである。

ダム開発に反対する運動は、こうして地域社会では強烈に展開されなくなってきた。運動が起きないということ、マイクロレベルの地域住民の個人や世帯単位の選好から説明する必要がある。マイクロの選好が、地域社会レベルへと集成されていくが、個々人の選好もまた社会構造の持つ機会や資源の総量によって規定される。人びとを「賛成」「反対」、さらに「移住」「残留」へと水路づける諸要因の把握が求められる。

その前提として、ダム開発の影響の定式化、および生活構造の歴史的変化を、理論づける必要がある。ダム開発は地域社会に外在的要因であり、また地域社会にとって基本的には「危機」である。ダム開発の影響は地域住民に特定の形式で圧力をかけるのであり、その圧力に対する認識は個人や世帯の経済・生活構造を基盤に構築されると仮定する。そのうえで、地域社会内部の分断と連帯の可能性を探るのであるが、その姿勢として「共同行為」であることが求められる。この点こそ、ダム開発研究がもたらした最重要の意義である。「農村問題」による（特に零細農層における）貧困と従属性、「蜂の巣城闘争」が提起した「基本的人権」の侵害、「受苦圏」への本来的な関心を基礎づける〈被害〉への問題意識、これらは被調査者を単なる研究対象として扱うのではなく、彼らが抱いている〈絶望〉への共感を通して〈われわれ〉の問題として地域開発を考えようとする姿勢である。地域開発は批判されるべき問題であると同時に、戦後社会の〈われわれ〉の在り方でもある。地域開発が地域社会の「危機」であると同時に、〈われわれ〉が参加する地域社会そのものの在り方の問題でもある。この点を見落としてダム開発研究を展開することはできないし、この点に依拠してこそこれまでの研究者たちの成果を正当・正統に引き継ぐことができるのである。

ダム開発研究はダム開発だけでなく、地域側の諸要因にも規定されその方法や射程を変化させてきた。地域住民の側における変化とは、村落構造が解体し、兼業化・脱農化、賃金労働者化や生活様式の変容、そして地域住民の志向性の変化などが考えられる。この点についても戦後社会の中でどのように変化してきたのか、整理が必要だろう。

地域社会への志向をベースに、ローカルな状況への応答が全体社会的な答えの一部となる可能性に社会学者は賭けているのではないかという関心からダム開発を、地域社会の側から論じることはできないかと考える。そこで本論文ではまず、地域社会学におけるダム開発研究を概括し、それぞれの研究がその歴史的状況の中でどのような限界を持ち、どのようにして展開してきたのかを探ってきた。端的に言うなら、開発それ自体への懐疑は時代を追うごとに深められてきた。地域開発の影響ではなく、「地域開発」という現象それ自体を相対化する方法は、環境社会学によるダム開発研究によってダム開発研究に組み込ま

れた。環境社会学が導入した「地域開発」の徹底的な相対化と批判を受け継ぎつつ、環境社会学の限界を乗り越えることが新たな課題である。環境問題の解決過程の漸進の背景的状况となる、マクロ要因としての社会意識と世論の動向や政策課題総体のうちの優先順位といった「追い風」「逆風」現象のみならず、ダム開発という事象をマクロ要因として棚上げする。そのうえで、地域社会内部でこのマクロ要因を外在的要因としてどのような認識が作り上げられるのか、その認識に基づいてどのような組織化や「シンボルへの統合」が行われるのかを記述する必要がある。研究の対象は、「アナロジー」にならず、かつて「部落構造」として示されていた地域社会と、その中で主体的であろうとする個人に設定しなおす。そのような個人に対して、個人が抱えている「受苦性」に配慮しながら共同行為として地域社会の問題に対する答えを模索する姿勢が求められている。このような関心・態度に基づいて研究をいかに設計・実施できるのかが今後の課題である。

謝辞

本論文を書く前の問題意識の根本には、一人の地域社会に生きる人間として、「何故、ダム開発研究は、戦後70年を経て未だに、開発に翻弄される地域住民に明確な答えを示せないのか」という問いがトラウマのように心中にわだかまっていたように思う。そこには、自分で考えることを放棄した姿勢と、何か漠然としたものに対する恨み、もしくはルサンチマンがあり、恥ずかしい限りである。そして本論文を通して、少し自分の中の矛盾や鬱屈した思いが整理されたように感じている次第である。

もう一つの問題意識以前の関心として、地域社会学へのこだわりを自らどう考えていいのかわからないところがあった。私が所属している浦野正樹教授のゼミでは、毎年OB・OGを招待しての同窓会が催されている。私が参加したある年のゼミ同窓会で、浦野教授がゼミの運営の現状についてご説明されている際に、会場から「浦野先生がやってきたことに世の中が追い付いてきた」という声が聞こえた。この言葉がなぜか心に引っかかっている。つぶやいた方は、おそらく昨今の「地域衰退」や「地域活性化」の問題を考えて、長年「地域社会」の問題を扱ってこられた浦野教授のことをそう表現したのであろう。しかしこの言葉の意味を私なりに深めて解釈するならば、この論文がそれに対する答えの一部になるように思われる。私の関心の根本に関わる、優れたご研究をご自身のキャリアの初期になさっていた浦野教授に出会えたこと、学生として拾っていただいたことは非常に幸運なことであったと思う。

浦野教授を通して出会った学部ゼミ生の皆さん、大変お世話になりました。また大学院のゼミの皆様方には、未熟な私に対してもいつもの確で適切なコメントをいただきました。そして浦野教授には、私の論文がいつまでたっても未完成であったにもかかわらず、いつも優しいアドバイスをしていただき、そして根気強く論文の完成を待っていただきました。本当に恵まれた、私にとってこれ以上ない環境であったと実感しております。ここで感謝を述べさせていただき、今後も努力を続けていく覚悟であることをお示ししたいと思います。

本当にありがとうございました。

参考文献一覧

- 天野玲子(2001)『ダムと日本』岩波書店
- 飯島伸子(2001)「環境社会学の成立と発展」, 飯島伸子, 鳥越皓之, 長谷川公一, 船橋晴俊『講座 環境社会学第1巻 環境社会学の視点』有斐閣
- 磯部巖・佐藤武夫(1962)「下笠ダム事件の問題点」『法律時報』34(8) 28-33
- “植田今日子(2004)「大規模公共事業における「早期着工」の論理 :
川辺川ダム水没地地域社会を事例として」, 『社会学評論』55(1) 日本社会学会”
- 植田今日子(2007)「ダム移転集落による計画空間の再定義 : 川 辺川ダム移転集落高野の
実践を事例として」『ソシオロジ (Soshioroji)』52(2)
- 浦野正樹(1978)「ダム建設計画と住民意識」, 『社会学年誌』19:75-92 早稲田大学社会学会
- 浦野正樹(1979)「首都圏の水資源開発とダム建設運動」日本都市学会(編)『日本都市学会 年
報(13) : 都市自治をめぐる学際的研究』163-176, (株)ぎょうせい
- 帯谷博明(2002)「ダム建設計画をめぐる対立の構図とその変容 : 運動・ネットワーク形
成と受益・受苦に注目して」『社会学評論』53(2) 日本社会学会
- 帯谷博明(2004)『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生 対立と協働のダイナミズム』昭
和堂
- 梶田孝道(1988)『テクノクラシーと社会運動』東京大学出版会
- 梶原健嗣(2014)『戦後河川行政とダム開発 利根川水系における治水・利水の構造転換』
ミネルヴァ書房
- 神谷国弘(1983)「ダム建設をめぐる地域社会の解体と再編成 集団移住方式をめぐる諸問題」
関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団(編)『公共事業 と人間の尊重 下笠・松原ダム建
設と蜂の巣城紛争を中心として』
- 島崎稔(2004)「安中調査と鉦害裁判」『島崎稔・美代子著作集 第6巻 安中調査と鉦害裁判』
礼文出版
- 島崎稔(1965=2004)「日本農村社会の構造と論理」, 『島崎稔・美代子著作集 第2巻 日本
農村社会の構造と論理』礼文出版
- 島崎稔(1976)「農政と社会学者」, 『福武直著作集 第7巻 日本の農村 農村社会論集』東
京大学出版会
- 下笠・松原ダム総合学術調査団(1983)『公共事業と人間の尊重』ぎょうせい
- 砂田一郎(1980)「原発誘致問題への国際定インパクトとその政治的解決の方式についての
考察 和歌山県古座町の社会調査データに基づいて」馬場伸也, 梶田孝道編『非国家的行為
主体のトランスナショナルな活動とそのそうごういの分析による国際社会学』津田塾大
学文芸学部国際関係研究所
- 太郎丸博(2000)「社会学における合理的選択理論の伝統とその可能性」『理論と方法』

- 「地域開発と住民運動」編集委員会 編(1976)『地域開発と住民運動 社会的コンフリクトの分析と対応の諸問題』フジ・テクノシステム
- 中澤秀雄(2011)「超縮小社会の破綻と再生?—空知旧産炭地と地域政策—」『地域社会学年報』第23集, ハーベスト社
- 中野芳彦(1973)「後背地農業と農村の問題 : 高滝ダム建設をめぐる」福尾武彦編『社会変貌と国民教育』民衆社
- 新原道信(2014)『"境界領域"のフィールドワーク : "惑星社会の諸問題"に回答するために』中央大学出版部
- 西尾勝(1975)「行政過程における対抗運動 住民運動についての一考察」『年報政治学 1974 政治参加の理論と現実』
- 西山美瑛子(1983)「ダム建設が水没移転者と地元社会に与えた影響 水没移転の生活・仕事の変化と意識動向」, 関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団(編) 『公共事業と人間の尊重 : 下笠・松原ダム建設と蜂の巣城紛争を中心として』ぎょうせい
- 西山八重子(2006)「〈農村—都市〉の社会学から地域社会学へ」『地域社会学講座第1巻 地域社会学の視座と方法』東信堂
- 似田貝香門(1996)「再び「共同行為」へ 阪神大震災の調査から」『環境社会学研究 2』
- 日本人文学会(1958)『佐久間ダム—近代技術の社会的影響』東京大学出版会
- 蓮見音彦(1987)「戦後農村社会学の射程」, 『社会学評論』38巻2号
- 蓮見音彦(1990)『苦悩する農村 国の政策と農村社会の変容』有信堂
- 蓮見音彦(2007)「開発と地域社会の変動」, 蓮見音彦編『講座社会学3 村落と地域』東京大学出版会
- 長谷川公一(2003)『環境運動と新しい公共圏 環境社会学のパースペクティブ』有斐閣
- 浜本篤史(2002)「政策決定としての公共事業中止と計画 予定地の住民心理 茨城県緒川ダム計画・鳥取県中部ダム計画の二事例より」, 『社会学論考』23 東京都立大学社会学研究会
- 花島政三郎(1967)「水没による部落の解体・再編成と宮座 滋賀県神崎郡永源寺愛知川ダム建設の場合」, 『国学院大学日本文化研究所紀要』20号, 国学院大学日本文化研究所
- 華山謙(1969)『補償の理論と現実 ダム補償を中心に』勁草書房
- 福武直(1953)『日本の農村社会』東京大学出版会
- 福武直(1954)『日本農村社会の構造分析』東京大学出版会
- 福武直(1965a)『地域開発の構想と現実 I 百万都市建設の幻想と実態』東京大学出版会
- 福武直(1965b)『地域開発の構想と現実 II 新産業都市への期待と現実』東京大学出版会
- 布施鉄治編(1992)『倉敷・水島/日本資本主義の展開と都市社会 1』東信堂
- 船橋晴俊(1985)『新幹線公害 高速文明の社会問題』有斐閣
- 船橋晴俊(2001)「環境問題解決過程の社会的解明」, 船橋晴俊編『講座 環境社会学第2巻 加害・被害と解決課題』有斐閣

- 船橋晴俊, 長谷川公一, 飯島伸子(1998)『貯大地域開発の構想と現実 むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』東京大学出版会
- ベック, ウルリッヒ(2003)『世界リスク社会論』平凡社
- 前田卓(1983)「蜂の巣城紛争の社会的背景」関西大学下釜・松原ダム総合学術調査団(編)『公共事業と人間の尊重 下釜・松原ダム建設と蜂の巣城紛争 を中心として』ぎょうせい
- 町村敬志(2006)『開発の時間 開発の空間 : 佐久 間ダムと地域社会の半世紀』東京大学出版会
- 町村敬志(2008)「『過剰人口』から『縮小社会』へ 戦後開発における〈スケールの語り〉の動員力」『地域社会学会年報』第20集ハーベスト社
- 松原治郎, 似田貝香門 編著(1976)『住民運動の論理 運動の展開過程・課題と展望』学陽書房
- 吉野英岐(2006)「戦後日本の地域政策」, 地域社会学会編『地域社会学講座第3巻地域社会の政策とガバナンス』東信堂